

令和5年度

佐賀県原子力防災訓練 実施報告書

令和5年10月14日(土)実施

佐 賀 県

はじめに

令和5年度の原子力防災訓練は、佐賀県地域防災計画に基づき、令和5年10月14日（土曜日）に実施しました。

本県の原子力防災訓練は昭和54年度から毎年実施しており、今回の訓練では地震と原子力の複合災害という想定のもと、一般住民の避難訓練や離島住民避難訓練、屋内退避訓練等を行いました。

また、今年度は新たな取り組みとして、原子力災害時避難円滑化モデル実証事業で整備した電光情報板等を活用し一連の手順を確認したほか、住民向けの情報発信の充実化を目的とした防災アプリの活用、さらには避難先市町の原子力防災への理解促進のため県内全市町の職員による訓練参加等を行いました。

原子力防災対策においては、より良いものを目指して不断の見直しを続けることが重要と考えており、今後もこれまでの訓練の反省を踏まえながら、新たな取り組みを取り入れるなど改善を重ねていきたいと思っています。

本報告書は、この訓練の概況について取りまとめたものであり、今後の原子力防災対策に資するものとなれば幸いです。

今回の訓練には、住民避難訓練への参加及び学校・福祉施設等における屋内退避訓練への参加と合わせ、79機関、約2万8千人の参加をいただきました。訓練の準備、実施に当たり御支援、御協力いただいた関係各位に対し深く感謝申し上げます。

令和6年3月

佐賀県政策部危機管理・報道局危機管理防災課長 三角 治

目 次

1	玄海原子力発電所の概要	1
2	佐賀県原子力防災訓練の実施について	2
3	原子力防災訓練の実施概要	3
	訓練進行表	8
	訓練会場図	10
	別紙1 住民避難・屋内退避一覧	11
	別紙2 防災関係機関参加人数	12
4	訓練の検証及び評価	13
5	原子力防災訓練実施状況写真	18
6	原子力防災訓練チラシ（周辺住民への事前周知用）	20
7	原子力防災訓練実施要領	22
8	佐賀県におけるこれまでの原子力防災訓練の実施概要	38

1 玄海原子力発電所の概要

(1) 玄海原子力発電所の現状

	1号機	2号機	3号機	4号機
所在地	佐賀県東松浦郡玄海町今村			
敷地面積	約87万㎡			
電気出力	55.9万kW	55.9万kW	118万kW	118万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉(PWR)			
燃料種別	—		低濃縮(約4%)二酸化ウラン、ウラン・プルトニウム混合酸化物	低濃縮(約4%)二酸化ウラン
運転開始年月	昭和50年10月	昭和56年3月	平成6年3月	平成9年7月
運転終了年月	平成27年4月	平成31年4月	—	—

(2) 玄海原子力発電所の位置図



2 佐賀県原子力防災訓練の実施について

(1) 訓練実施の趣旨

佐賀県では、昭和49年12月に災害対策基本法の規定に基づき、佐賀県原子力防災計画を作成した。

その後、昭和54年3月の米国スリーマイル島原子力発電所事故を契機として、国の指針が昭和55年6月に示されたことを受け、同年11月に同計画の修正を行ったところである。

佐賀県原子力防災訓練は、この計画に基づき昭和54年8月から、緊急時通信連絡訓練、緊急時モニタリング訓練等の項目で毎年度実施してきたところである。

本年度の訓練は、「佐賀県地域防災計画」、「玄海地域の緊急時対応」等に基づいて訓練を実施した。

(2) 訓練の概要

ア 目的

原子力災害の特殊性に鑑み、国と連携して、佐賀県・玄海町・唐津市・伊万里市の地域防災計画（原子力災害対策編）及び「玄海地域の緊急時対応」等に基づき、防災業務関係者の防災対策に対する習熟及び防災関係機関相互の連携協力体制の強化並びに地域住民の原子力防災意識の向上を図る。

イ 日時・場所

日時：令和5年10月14日（土）8：00～14：45

場所：玄海町、唐津市及び伊万里市等の訓練実施市町

ウ 主催

佐賀県、玄海町、唐津市、伊万里市

(3) 訓練の準備経過等（主催者：佐賀県、玄海町、唐津市、伊万里市）

年月日	会議名等	関係機関
R5.6.27（火）	主要機関会議 （於：佐賀県オフサイトセンター）	主催者、内閣府、規制庁、自衛隊、海保、消防、警察、九州電力等
R5.7.19（水）	第1回全機関会議 （於：東与賀農村環境改善センター）	主催者、各参加機関
R5.8.18（金）	プレスリリース（訓練日程）	福岡県と同日公開
R5.9.4（月）	第2回全機関会議 （於：佐賀県庁 大会議室）	主催者、各参加機関
R5.10.2（月）	プレスリリース（訓練内容）	福岡県と同日公開
R5.10.8（日）	チラシ折込	
R5.10.8（日）	訓練実施新聞広告	
R5.10.14（土）	訓練実施	
R5.11.29（水）	意見交換会	主催者、各参加機関

3 原子力防災訓練の実施概要

(1) 参加機関

内閣府、原子力規制庁（玄海原子力規制事務所）、気象庁（佐賀地方气象台）、警察庁（九州管区警察局）、陸上自衛隊（西部方面総監部、西部方面航空隊、西部方面システム通信群、第4師団第4飛行隊、第4特殊武器防護隊、第4師団司令部、西部方面混成団本部、西方特科連隊第4大隊）、海上自衛隊（佐世保地方総監部）、航空自衛隊（西部航空方面隊）、自衛隊佐賀地方協力本部、海上保安庁（唐津海上保安部）、県内全市町、佐賀県警察本部、唐津市消防本部、伊万里・有田消防本部、福岡県、長崎県、株式会社NTTフィールドテクノ佐賀営業所、株式会社ドコモCS九州、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、九州電力株式会社、唐津赤十字病院、一般社団法人佐賀県放射線技師会、一般社団法人熊本県放射線技師会、国立大学法人長崎大学、佐賀県医療センター好生館、佐賀大学医学部附属病院、一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会、公益社団法人佐賀県トラック協会、佐賀県水難救済会、佐賀県旅客船協会、一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会、佐賀県老人福祉施設協議会、佐賀県介護老人保健施設協会、特別養護老人ホーム玄海園、特別養護老人ホーム天寿荘、特別養護老人ホーム宝寿荘、特別養護老人ホーム鳳寿苑、介護老人保健施設ケアポート楽寿園、指定介護老人保健施設ケアハウスやすらぎ、介護老人保健施設しょうぶ苑、デイサービスちんぜい荘、佐賀整肢学園からつ医療福祉センター、共同生活援助事業所楠風の里、FMからつ株式会社、佐賀県ケーブルテレビ協議会、日本放送協会佐賀放送局、株式会社ぴ〜ぷる、伊万里ケーブルテレビジョン株式会社、認定NPO法人日本レスキュー協会、佐賀災害リハビリテーション推進協議会、一般社団法人佐賀災害支援プラットフォーム、佐賀県隊友会 その他関係機関（順不同）

(2) 訓練参加機関数及び参加人数

- 参加機関数 79 機関
- 参加人数 28,118 人（住民 26,385 人、防災関係機関 1,733 人）
- ※ 詳細は、「住民避難・屋内退避一覧」（別紙1）及び「防災関係機関参加人数」（別紙2）のとおり。

(3) 訓練想定

佐賀県内で発生した地震により、各関係機関は警戒体制を構築していた。その後、通常運転中の玄海原子力発電所4号機において、原子炉冷却材の漏えいが発生したため、緊急負荷降下後、原子炉を手動停止した。

原子炉停止後、非常用炉心冷却装置が作動したが、全ての交流動力電源が失われる事象などが発生して、炉心を冷却する全ての機能を喪失し、全面緊急事態となる。

(4) 訓練項目及び内容

(1) 災害対策本部等設置運営訓練

- 事態の推移に応じ県及び関係市町は、原子力災害警戒本部・原子力災害対策本部を設置の上、TV会議を開催し、国、3県及び関係市町と情報共有を図る。

(2) 緊急時通報連絡・情報伝達訓練

- 原子力事業者からの事故等に関する情報について、国、県、市町、原子力事業者等による相互の通報連絡及び収受
- 各種情報（モニタリング結果、気象情報等）の関係機関への情報伝達
- テレビ会議システムを活用した国、佐賀県、長崎県、福岡県、関係市町による防護措置等に関する情報伝達
- 防災業務関係者等への防護措置等に関する情報の連絡
- 報道機関への避難指示等の報道要請
- ヘリテレ伝送システムを活用した映像伝送

(3) 屋内退避訓練

- UPZ内の幼稚園、保育所、学校、福祉施設、医療機関等における屋内退避
- 放射線防護対策施設における屋内退避

(4) 一般住民避難訓練

- PAZ内住民の避難及びUPZ内特定地域の住民の一時移転
- 佐賀県バス・タクシー協会との協定に基づき確保する車両による避難
- 避難所設置・運営訓練
- 愛護動物避難訓練（一般避難所へのペット避難）
- 避難円滑化事業で整備した電光情報板等の活用
 - ・ 県道筒井万賀里川線の電光情報板の操作
 - ・ 竹木場交差点等の信号機の点灯パターン変更操作
- ブラインド訓練

避難地区及び避難先

玄海町 (PAZ) 仮屋地区	→ 小城体育センター (小城市)
(UPZ) 藤平地区	→ 小城体育センター (小城市)
唐津市 (PAZ) 鎮西地区	→ 交流センターネイブル (江北町)
(UPZ) 浜玉地区	→ 基里中学校 (鳥栖市)
伊万里市 大川内町大川内山区・福野区、松浦町、二里町	→ 嬉野市社会文化会館 (嬉野市)

(5) 離島住民避難訓練

県消防防災ヘリ、陸上自衛隊ヘリ、海上自衛隊船舶、海上保安庁船舶、水難
済会船舶、佐賀県旅客船協会との協定に基づく船舶による離島住民の避難

高島 → 唐津市浄水センター（陸自ヘリ）
→ 唐津赤十字病院（県防災ヘリ）
→ 唐津東港（船舶）

(6) 小・中学校の児童の引渡し及び避難訓練

小・中学校における児童の保護者への引渡し

玄海町（UPZ）玄海みらい学園
※避難訓練は一時移転を想定した通報訓練として実施

(7) 保育所の園児の引渡し及び避難訓練

保育所における園児の保護者への引渡し及び避難

玄海町（PAZ）ふたば園、（UPZ）あおば園
※避難訓練は一時移転を想定した通報訓練として実施

(8) 高齢者福祉施設の入所者の避難訓練

- 高齢者福祉施設の入所者の屋内退避訓練及び避難訓練（②については連絡訓練）
- 入居者の屋内退避訓練
- 物資受入訓練（宝寿荘）

①玄海町玄海園（PAZ）→ 天寿荘（多久市）
②伊万里市楽寿園（UPZ）→ [中継]やすらぎ（多久市）→ しょうぶ苑（佐賀市）

(9) 障害者（児）福祉施設の入所者の避難訓練

- 障害者（児）福祉施設の入所者の避難訓練

唐津市（UPZ）からつ医療福祉センター
伊万里市（UPZ）共同生活援助事業所楠風の里

(10) 在宅避難行動要支援者避難訓練 ※職員が住民役として避難

- 施設敷地緊急事態要避難者のうち避難により健康リスクが高まる者の避難誘導
- 放射線防護対策施設における上記の者の受入
- 福祉避難所への避難

玄海町	仮屋地区	→	天寿荘（多久市）
		→	ひぜん荘（唐津市）
	値賀川内地区、普恩寺地区	→	玄海園（玄海町）
唐津市	鎮西地区	→	ネイブル（江北町）
		→	保健センター（ネイブル敷地内）
伊万里市	松浦町	→	嬉野市社会文化会館（嬉野市）
		→	うれしの特別支援学校（嬉野市）

(11) 緊急時モニタリング訓練

- 佐賀県緊急時モニタリング本部の設置運営
- 緊急時モニタリング（固定・可搬・電子線量計）の実施
- 緊急時モニタリング結果の関係機関等への情報提供

(12) 原子力災害医療対策訓練

- 避難退域時検査訓練
 - 【運営及び対応訓練】
 - 会場：白岩運動公園競技場（武雄市）
 - ・ 検査体制の構築
 - ・ 車両、住民等の検査及び除染等の実施
 - 【住民周知】
 - 会場：多久市陸上競技場（多久市）、佐賀競馬佐賀場外発売所（佐賀市）
 - ・ ゲート型モニタによる避難車両の汚染検査
 - ・ 避難退域時検査の意義の説明
- 被ばく傷病者等受入訓練（唐津赤十字病院、佐賀県医療センター好生館）
 - ・ 被ばく傷病者等の原子力災害拠点病院への搬送
 - ・ 原子力災害拠点病院における処置
- 安定ヨウ素剤の配布訓練（玄海町、唐津市、伊万里市）
 - ・ 各緊急配布場所における安定ヨウ素剤の緊急配布

(13) 公安対策訓練

- 県警による避難誘導訓練
- 県警による交通規制訓練
- 県警及び海上保安庁による立入規制訓練

(14) 住民等に対する広報訓練

- 地域住民等への広報（緊急速報メール（エリアメール）日本語版・英語版、防災行政無線、広報車、船舶、FMラジオ、CATV、ホームページ等）
- ケーブルテレビでの避難情報等テロップ放映を実施
- 防災アプリを活用した情報発信
- バス避難中の住民に対する周知

(15) 救援物資搬送訓練

- 放射性物質放出後にPAZ内で屋内退避を実施している放射線防護対策施設への自衛隊による救援物資搬送訓練（宝寿荘へ）
- 避難所へのトラック協会による救援物資搬送訓練
- 離島への県消防防災ヘリによる救援物資搬送訓練

(16) 原子力発電所における緊急時対策訓練

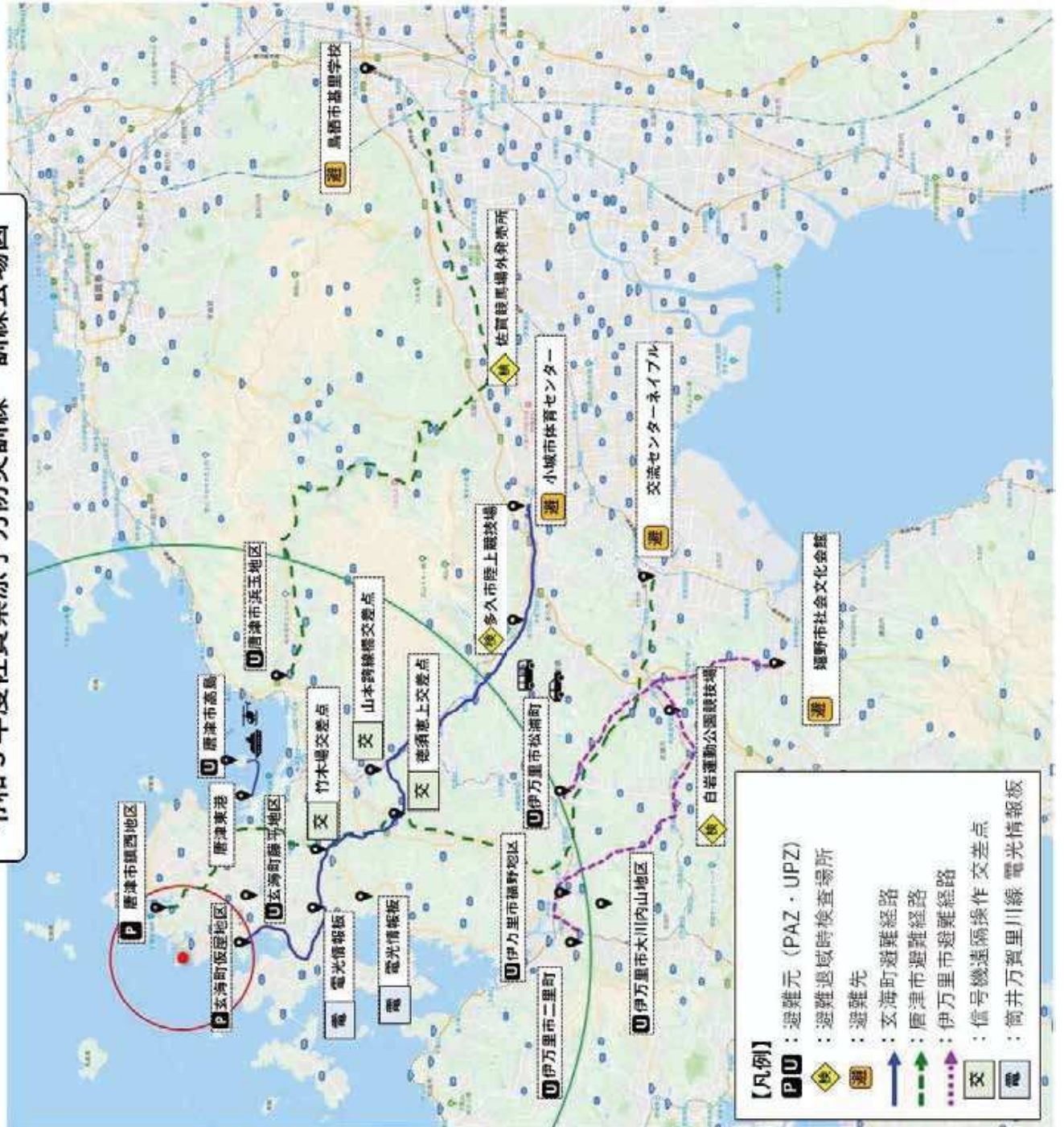
- 対策本部運営訓練
- 通報連絡訓練
- 警備・避難誘導訓練
- 事故収束訓練
- 海水・土壌モニタリング訓練
- 火災対応訓練

(5) その他

避難先市町職員の原子力災害への理解促進を図るため、県内全市町の職員の訓練参加

訓練項目	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00
	▲地震発生	▲警戒事象連絡 訓練開始	▲10条通報 ▲緊急事態宣言 PAZ避難 - IPZ屋内避難指示	▲15条通報 ▲IPZ特定地域避難指示				
小・中学校引渡し・避難訓練 (IPZ)		情報伝達訓練 保護者への引渡し訓練						
保育所引渡し・避難訓練	PAZ	情報伝達訓練 保護者への引渡し訓練						
	IPZ	情報伝達訓練 保護者への引渡し訓練						
高齢者福祉施設避難訓練		情報伝達訓練 避難訓練 屋内退避訓練						
障害者(児)福祉施設避難訓練		情報伝達訓練 屋内退避等訓練						
在宅避難行動要支援者避難訓練 (PAZ)		情報伝達訓練 避難誘導訓練						
緊急時モニタリング訓練		緊急時モニタリング(陸上)の実施 測定結果の分析・検討・報告 環境試料中の放射性核種濃度測定						
原子力災害発生時対応策訓練		安定ヨウ素剤の配布訓練						
公安対策訓練 (佐賀県警、唐津海保)		高齢者福祉施設への救護物資搬送 避難所への救護物資搬送						
救護物資搬送訓練		緊急速報メール ケーブテレテレビでの訓練状況の放送						
住民等に対する広報訓練								
玄海原子力発電所における訓練	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00
対策本部運営訓練		緊急時体制発令、事故拡大防止対策等指示、本店との情報共有等						
通報連絡訓練		警戒事象、10条、15条等通報 代替緊急時対策所での通報連絡等						
警備・避難誘導訓練		作業等々の避難誘導、敷地内立入制限 サイレン吹鳴						
非放射線訓練		大容量空缶式発電機起動訓練 海水・土壌の試料採取及び測定						
海水・土壌モニタリング訓練								
原子力発電所における火災対応訓練		関係機関通報、初期消火活動指揮 専属自衛消防隊による初期消火活動 消防本部による消火活動等						
								訓練終了

令和5年度佐賀県原子力防災訓練 訓練会場図



令和5年度佐賀県原子力防災訓練 住民避難・屋内退避一覧

別紙1

市町名	避難訓練参加者数	屋内退避訓練参加者数(人)
玄海町	525	554
唐津市	221	18,749
伊万里市	107	6,229
計	853	25,532

※屋内退避訓練・・・原子力発電所から30キロ圏内にある幼稚所、保育園、学校、福祉施設、医療機関等において屋内退避訓練を実施。

【避難訓練参加者 内訳】

一般住民

市町名	参加機関	避難訓練参加者数(人)		搬送手段	台数 艘数 機数	避難先	
		集合場所まで	うち避難所まで				
玄海町	仮屋地区(PAZ)	19	14	中型バス	1	小城市	小城体育センター
			5	自家用車	4		
	藤平地区(UPZ)	13	12	中型バス	1		
			1	自家用車	1		
仮屋地区、値賀川内地区、普恩寺地区(在宅)	0	0	九州電力福祉車両、町福祉車両	3	玄海町	玄海園	
唐津市	鎮西町元組・茜屋町・畑ヶ中地区(PAZ)	45	45	大型バス	3	江北町	ネイブル
	浜玉町南山上地区(UPZ)	46	46	大型バス	2	鳥栖市	基里中学校
	高島(UPZ離島)	130		海上自衛隊、海上保安庁、水難救済会、旅客船協会船舶	3	唐津市	唐津東港
				県防災ヘリ	1	唐津市	唐津赤十字病院
		陸上自衛隊ヘリ	1	唐津市浄水センター			
伊万里市	二里地区(UPZ)	51	50	大型バス	1	嬉野市	嬉野市社会文化会館
				小型バス	1		
	大川内町福野区大川内山区地区(UPZ)	11	10	小型バス	1		
	松浦地区(UPZ)	45	40	大型バス	1		
3			自家用車	3			
計		360	226				

保育所

玄海町	ふたば園(PAZ)	58	-	-	-	-	-
	あおば園(UPZ)	71	-	-	-	-	-
計		129	0				

学校

玄海町	玄海みらい学園(UPZ)	356	-	-	-	-	-
計		356	0				

福祉施設

玄海町	特別養護老人ホーム玄海園	8	8	施設車両	1	多久市	特別養護老人ホーム天寿荘
計		8	8				

【防災業務関係者】

79機関

1,733名

令和5年度 佐賀県原子力防災訓練 防災関係機関参加人数

別紙2

○各機関参加者数

機 関 等 名		人数	機 関 等 名		人数	
1	佐 賀 県	138	36	(株)NTTフィールドテクノ佐賀営業所	3	
2	佐 賀 県 警 察 本 部	92	37	(株)ドコモCS九州	4	
3	玄 海 町	248	38	K D D I (株)	5	
4	唐 津 市	129	39	ソ フ ト バ ン ク (株)	2	
5	伊 万 里 市	28	40	唐 津 赤 十 字 病 院	20	
6	小 城 市	5	41	(一社)佐賀県放射線技師会	2	
7	鳥 栖 市	4	42	(一社)熊本県放射線技師会	3	
8	江 北 町	4	43	国 立 大 学 法 人 長 崎 大 学	6	
9	嬉 野 市	9	44	佐 賀 県 医 療 セ ン タ ー 好 生 館	20	
10	上 記 以 外 13 市 町	28	45	佐 賀 大 学 医 学 部 附 属 病 院	8	
11	唐 津 市 消 防 本 部	18	46	(一社)佐賀県バス・タクシー協会	13	
12	伊 万 里 ・ 有 田 消 防 本 部	6	47	(公 社) 佐 賀 県 ト ラ ッ ク 協 会	4	
13	内 閣 府	3	48	佐 賀 県 水 難 救 済 会	3	
14	原子力規制庁 玄海原子力規制事務所	5	49	佐 賀 県 旅 客 船 協 会	4	
15	国 土 交 通 省	九州運輸局 佐賀運輸支局	2	50	佐 賀 災 害 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 推 進 協 議 会	10
16		海上保安庁 唐津海上保安部	10	51	(一社)佐賀県聴覚障害者協会	5
17		気象庁 佐賀地方气象台	4	52	佐 賀 県 老 人 福 祉 施 設 協 議 会	123
18		九州地方整備局	1	53	佐 賀 県 介 護 老 人 保 健 施 設 協 会	1
19	防 衛 省	陸上自衛隊西部方面總監部	1	54	特別養護老人ホーム玄海園	200
20		〃 西部方面航空隊	2	55	特別養護老人ホーム天寿荘	8
21		〃 西部方面システム通信群	7	56	特別養護老人ホーム宝寿荘	23
22		〃 第4師団 第4飛行隊	8	57	介護老人保健施設ケアポート楽寿園	1
23		〃 第4師団 第4特殊武器防護隊	4	58	介護老人保健施設しょうぶ苑	1
24		〃 第4師団 司令部	4	59	佐賀整肢学園からつ医療福祉センター	150
25		〃 西部方面混成団本部	3	60	共同生活援助事業所 楠風の里	22
26		〃 西部方面特科連隊第4大隊	6	61	F M か ら つ 株 式 会 社	1
27		〃 第4師団 第4高射特科大隊	7	62	佐賀県ケーブルテレビ協議会	0
28		海上自衛隊佐世保地方總監部	49	63	日 本 放 送 協 会 佐 賀 放 送 局	2
29		航空自衛隊西部航空方面隊	1	64	株 式 会 社 ぴ ー ぷ る	1
30		自衛隊佐賀地方協力本部	4	65	伊万里ケーブルテレビジョン株式会社	1
31	警察庁 九州管区警察局	2	66	(公 社) 隊 友 会 佐 賀 県 隊 友 会	7	
32	長 崎 県	2	67	日 本 レ ス キ ュ ー 協 会	2	
33	福 岡 県	3				
34	九 州 電 力 (株)	216				
35	(一社)佐賀災害支援プラットフォーム	25				

機関数 79

人数 1,733

4. 訓練の検証及び評価

(1) 災害対策本部等設置運営訓練

(2) 緊急時通報連絡・情報伝達訓練

■成果■

- NISSによる関係機関との情報共有手順と状況推移表（Excel）による対応状況の確認手順を把握できた。

■課題・反省点と対応■

課題・反省点	対応等
○ 避難ルートの変更において、県庁での検討結果が各避難バスまで伝達をされていなかった。検討した避難ルートの伝達手順について、訓練実施前に検討し、関係者間で認識共有を図った上で訓練にて検証することが望まれる。	○ 避難ルートの状況付与方法及び、ルート検討後の伝達手順を明確にする。また、課内で訓練全体の概要も含め理解度を上げるための取り組みを検討する。

(3) 屋内退避訓練

■成果■

- 屋内退避指示の想定に基づき、関係機関の訓練に係る技術等の習熟及び生徒児童等の原子力防災意識の向上を図ることができた。

(4) 一般住民避難訓練

■成果■

- 各種展示や炊き出し、避難・一時移転等に係る対応についての説明を通じて住民の防災意識向上と原子力災害時の対応に係る知識の習得に寄与することができた。
- 愛護動物を連れて避難をされてきた方の受付及び飼養スペースへの誘導手順について確認できた。

■課題・反省点と対応■

課題・反省点	対応等
○ 唐津市PAZの安定ヨウ素剤の受け取りにおいて、受け取り場所を通り過ぎてUターンをしたが事前の説明等はなかった。実災害の場合、事故が起きた原子力発電所方向に向かうことについては配慮が必要である。安定ヨウ素剤の受け取りについては、一時集合場所で受け取る等の方法を検討することが望まれる。	○（唐津市）Uターン時等、バスでの避難に変更が生じる場合には、車内で避難者への広報等を実施したい。 また、Uターンの根本原因として安定ヨウ素剤の受け取り場所をバス運転手が正しく把握できていなかったため、受け取り場所の指示手順を明確にすることを県と市町で検討する。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所等で防災展示を開催していたが、参加住民の方が素通りする場面も多く、あまり効果的に機能していなかった。避難所等において防災展示に誘導するなどの対応が求められる。 ○ 愛護動物の受入スペースはテントにブルーシートという作りであり、飼い主が滞在するには不便と思われる。椅子やマットの設置又は同居可能な施設の検討をされたい。実際には多数かつ様々な種類の動物が対象となることが想定されるため、同居避難が可能な施設の確保含め、必要スペースと区分けの方法についての検討もされたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ (伊万里市) 避難バスの中で展示品の概要を紹介したり、内容を充実して興味を持たせたりするなど取組む。 ○ (玄海町) 本来、愛護動物を受け入れ可能な施設ではなかったため、受け入れ施設を想定してテントとブルーシートで設置した。 愛護動物の同行避難及び同伴避難が可能な施設は限られているため、受け入れ可能な施設の拡充について今後も引き続き検討を行う。
---	--

(5) 離島住民避難訓練

■成果■

- 高島の放射線防護対策施設における屋内退避の実施手順を確認できた。
- 海路避難不能時の空路避難として、陸自ヘリ、県消防防災ヘリによる避難の実施手順を確認できた。
- 海上自衛隊、海上保安庁、県旅客船協会、県水難救済会の船舶による海路避難の実施手順を確認できた。

(6) 小・中学校の児童の引渡し等訓練

■成果■

- 屋内退避及び保護者への引渡し訓練の実施（玄海みらい学園）
上記の訓練を実施したことで災害時の対応手順について確認することができた。

(7) 保育所の園児の引渡し等訓練

■成果■

- 保護者への引渡し訓練の実施（PAZふたば園）
- 屋内退避及び保護者への引渡し訓練の実施（UPZあおば園）
上記の訓練を実施したことで災害時の対応手順について確認することができた。

(8) 高齢者福祉施設の屋内退避等訓練

■成果■

- 避難の実施に係り、職員間の情報共有や対応手順の確認ができた。
- 屋内退避に係り、資機材の設営・起動等の手順の確認ができた。
- UPZ 外からの物資搬入に係り、各機関の連携手順及び搬入の際の汚染検査の手順について確認ができた。

■課題・反省点と対応■

課題・反省点	対応等
○ 職員側通用口のシャワーテントの設営が難航しており、職員総出での設営対応となってしまっていた。職員の作業手順の習熟が望まれる。	○ 職員の作業手順の習熟について今後の検討材料としたい。

(9) 障害者(児)福祉施設の屋内退避訓練

■成果■

- 今年度は屋内退避訓練のみであったが、各施設とも事前に確認していた手順に沿って円滑に訓練の実施ができた。
- 利用者は落ち着いて行動できていた。

■課題・反省点と対応■

課題・反省点	対応等
○ 廊下や休憩室などの利用者の生活範囲や業務中にはあまり立ち入らない箇所について現場職員が対応しない、または対応するという発想に至っていないところがあった。	○ 誰が、どこまで対応・確認するのかを今一度精査する必要がある。

(10) 在宅避難行動要支援者避難訓練

■成果■

- 関係自治体、作業療法士等と継続的に連携を図っていることから、円滑に実施できた。
- 福祉車両による避難行動要支援者の搬送にあたっては、要支援者(模擬)に適宜声掛けを実施することで、不安の軽減に努めることができた。
- PAZ圏内の玄海町の住民で、避難により健康リスクが高まる方を、唐津市が開設・運営する放射線防護対策施設(ひぜん荘)へ避難することを想定し実施
- 避難者役は玄海町職員がダミーとして務め、九州電力株式会社の福祉車両にて、同社の社員が、玄海町の避難者の自宅から、ひぜん荘へ搬送し、ひぜん荘にて唐津市職員が受け入れ
- 想定した訓練項目について、避難手段となる車両の確保や、市町間の連絡体制など確認をしつつ、ひぜん荘でのインナーテント等の設営や避難者の健康面を考慮し保健師の派遣訓練等、一通りの訓練を実施

(11) 緊急時モニタリング訓練

■成果■

- 例年屋外活動要員については全員同時に出発しており混雑していたが、今年度より1班ごとに出発し、参集できた順に出発することになるであろう本番により近い形で訓練を実施できた。
- 本年度より屋外活動要員とセンターの要員の情報伝達として、防災無線と屋外活動要員専用の携帯電話を用いて定時連絡等を行い、要員が情報伝達を正確にできるか等の確認や、通信機器の使い勝手等の確認を行った。

■課題・反省点と対応■

課題・反省点	対応等
○ モニタリング指示書と作業手順書の記述に違いがあり、活動に迷いが生じたとの意見があった。	○ 指示書と作業手順書の記述に関して、文言の統一を行うようにする。

(12) 原子力災害医療対策訓練

■成果■

- 避難退域時検査の実施に係り、会場のレイアウトや汚染検査の手順について確認することができた。
- 汚染を伴う傷病者に対する医療措置及び原子力災害医療派遣チームの受入れ手順について確認することができた。
- 安定ヨウ素剤の配布指示が出された住民に対する配布手順の確認ができた。

■課題・反省点と対応■

課題・反省点	対応等
○ 車両ゲートモニタの検出器の間隔など、資機材の設置位置がマニュアルに沿ったものとなっていなかった。予め配置図を設置作業員に提供することが望まれる。	○ 配置に注意するセクションについては、レイアウトにその旨記載し、知識が無い者でも適切な設営ができるよう工夫をしたい。

(13) 公安対策訓練

■成果■

- 主要交差点において、信号機操作等の交通規制を実施したことで、円滑な避難誘導を実施することができた。
- 避難所において、警戒警備を実施したことで大きな混乱等はなかった。
- 県警ヘリのヘリテレ映像を県災害対策本部へ配信することで、情報共有が図れた。

■課題・反省点と対応■

課題・反省点	対応等
○ 避難経路の変更において関係機関との情報共有が図れず、指示された経路変更ができなかった。	○ 訓練等を通じ、確実な情報共有が図られるよう関係機関との連携を徹底していきたい。

(14) 救援物資搬送訓練

■成果■

- 市災害対策本部から県災害対策本部に対する救援物資の要請や避難所での物資の受け入れなど、一連の手順を確認した。

(15) 住民等に対する広報訓練

■成果■

- 防災行政無線、緊急速報メールに加え、Yahoo! 防災アプリによる住民広報を実施し、実施手順等を確認した。

■課題・反省点と対応■

課題・反省点	対応等
○ Yahoo!防災アプリのツール特性を踏まえた活用方法についての検討が十分になされていない。	○ より有効な周知を図るため、アンケート結果を踏まえた周知内容・方法を検討する。

(16) 原子力発電所における緊急時対策訓練

■成果■

- 警備・避難誘導訓練において、緊急時体制発令時に非常用サイレンによる所内周知を実動で実施し、所員のサイレン音や対応手順の認識向上に寄与した。

■課題・反省点と対応■

課題・反省点	対応等
○ 感染症対策で実施したマスク着用やパーティションの設置等をコミュニケーション確保のためにどの程度まで解除するかを検討するのに苦慮した。	○ 今後の感染状況を踏まえ、感染症対策の解除範囲を検討する。

(17) 住民からの意見

■成果■

- 避難全般の内容を理解することができた。今回学んだことを活かして実際に起こったときに対応できるようにしたいと思った。

■課題・反省点と対応■

課題・反省点	対応等
○ 避難時の現状がわかる対策があるとよい。	○ 避難車両内での住民向けの説明内容について拡充を検討する。
○ 災害時は交通状況が通常と異なる点を訓練に取り入れたほうが良い。	○ 避難ルート変更のブラインド訓練の拡充等、今後の検討材料としたい。
○ 白岩運動公園競技場での訓練内容がわからなかった。	○ 避難退域時検査における参加者への説明及び誘導について、運営側の事前の検討と周知を徹底する。

5 原子力防災訓練実施状況写真



災害対策本部等設置運営訓練
(テレビ会議の様子)
(於：佐賀県庁(佐賀市))



玄海町住民避難訓練
(避難所での受付の様子)
(於：小城市小城体育センター)



玄海町住民避難訓練
(避難所での炊き出しの様子)
(於：小城体育センター)



唐津市住民避難訓練
(避難所での住民への説明の様子)
(於：鳥栖市基里中学校)



伊万里住民避難訓練
(バスによる避難訓練の様子)
(於：二里町コミュニティセンター)



救援物資搬送訓練
(救援物資の受入の様子)
(於：特別養護老人ホーム宝寿荘)



避難退域時検査
 (避難車両の除染の様子)
 (於：武雄市白岩運動公園)



避難円滑化事業による整備機器の活用
 (電光情報板の活用の様子)
 (於：県道筒井万賀里川線)



ペット同行者避難訓練
 (避難所での受付の様子)
 (於：小城体育センター)



屋内退避訓練
 (屋内退避施設での島民への説明の様子)
 (於：唐津市高島)



海路避難訓練
 (チャーター船による住民避難の様子)
 (於：唐津市高島)



空路避難訓練
 (於：陸上自衛隊ヘリによる住民避難の様子)
 (於：唐津市高島)

お知らせ

令和5年度 佐賀県

原子力防災訓練 を実施します。

実施日

令和5年
10月14日 土
8:00~14:45

訓練の
目的

万一、玄海原子力発電所で異常事象が発生し、原子力防災対策が必要となった場合に備え、防災関係機関の連携強化や住民の皆さんの原子力防災に関する意識の向上などを目的に実施するものです。



主な訓練内容と実施場所

訓練で使用する施設について、当日は一部使用出来ません。ご理解ご協力お願いいたします。

住民避難訓練

【実施場所】 玄海町・唐津市・伊万里市

- 玄海町、唐津市、伊万里市（その周辺地域の一部も含む）において、緊急速報メール等を活用した広報訓練を行います。
- 玄海原子力発電所のPAZ（5キロ圏内）及びUPZ（5～30キロ圏内）の住民の30キロ圏外への避難訓練を行います。

※ご参加いただく住民の皆様には、別途市町からご案内します。

避難所設置運営訓練

【実施場所】 小城体育センター（小城市）、交流センターネイブル（江北町）、基里中学校（鳥栖市）、嬉野市社会文化会館（嬉野市）

離島住民避難訓練

【実施場所】 高島（唐津市）・唐津市浄水センター運動広場（唐津市）・唐津東港（唐津市）

- 放射線防護対策施設への屋内退避を行います。
- ヘリによる急患の空路搬送訓練を行います。

原子力災害医療 対策訓練

【実施場所】

避難退域時検査訓練

白岩運動公園競技場（武雄市）・佐賀競馬佐賀場外発売所（佐賀市）・多久市陸上競技場（多久市）

被ばく傷病者等受入訓練

唐津赤十字病院（唐津市）・佐賀県医療センター好生館（佐賀市）

発電所における 緊急時対策訓練

【実施場所】 玄海原子力発電所（玄海町）

- 対策本部運営訓練、事故収束訓練、警備・避難誘導訓練等を行います。

※ 発電所内で非常用サイレンを2回吹鳴します。



※訓練の内容については、一部変更する場合があります。

※感染症対策及び円滑な進行のため、訓練会場の立ち入りを制限する場合があります。

本紙裏面も必ずご確認ください。

【主催】 佐賀県 玄海町 唐津市 伊万里市

！ 訓練のお知らせ

緊急

玄海町・唐津市・伊万里市と
その周辺の携帯電話に**緊急速報メール**を
配信します。(日本語版と英語版の2通を配信します)

配信時間

10月14日(土) 9:10頃

対象地域

玄海町、唐津市、伊万里市

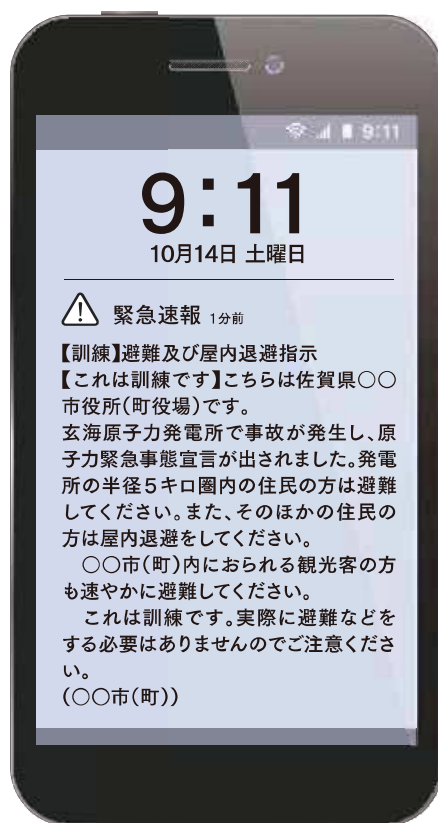
訓練にご参加いただく方以外は、
メールが届いても実際に
避難する必要は
ありません。



！ 知っておいていただきたいこと

- マナーモードでも、着信音が鳴る場合があります。
- 電源を切っている時や圏外の時、通話・通信中は、メールは届きません。
- 機種や設定によりメールが届かない場合があります。
- 玄海町、唐津市、伊万里市以外の周辺地域でもメールが届く場合があります。

実際の災害時には、こうした緊急速報メール等も活用し、避難等に関する緊急情報を伝達しますのでご理解ください。



※画面はイメージです。

防災アプリを使用し避難情報を配信します

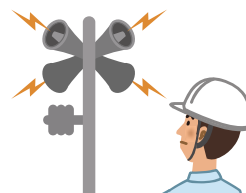
防災ネットあんあん、Yahoo!防災アプリで、避難情報に関する通知が数回配信されます。(玄海町・唐津市・伊万里市以外でも配信されます)

非常用サイレン吹鳴のお知らせ

訓練中、発電所敷地内で非常用サイレンが2回吹鳴され、発電所敷地外までサイレンの音が響く可能性があります。

※発電所職員向けのサイレンで、住民の皆様には呼びかけるものではありません。

吹鳴予定時刻
8時25分頃、8時55分頃



訓練についてのお問い合わせ先

- 玄海町 防災安全課 ☎ 0955-52-2115 FAX 0955-52-5008 ✉ bousai@town.genkai.lg.jp
- 唐津市 危機管理防災課 ☎ 0955-72-9260 FAX 0955-72-9170 ✉ bousai@city.karatsu.lg.jp
- 伊万里市 防災危機管理課 ☎ 0955-23-2130 FAX 0955-23-8684 ✉ bousai@city.imari.lg.jp
- 佐賀県 危機管理防災課 ☎ 0952-25-7362 FAX 0952-25-7262 ✉ kikanribousai@pref.saga.lg.jp

災害対策本部等設置運営訓練実施要領

- 1 目的
佐賀県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、原子力発電所の緊急時における災害対策本部体制における通報訓練及び本部会議を開催し、関係機関の連携及び県・市・町職員との原子力防災計画の熟知を図る。
- 2 日時
令和5年10月14日（土）8：00～13：30
- 3 実施場所
佐賀県庁、玄海町役場、唐津市役所、伊万里市役所
- 4 参加機関
佐賀県、佐賀県警察本部、玄海町、唐津市、伊万里市 他
- 5 訓練内容
(1) 地震の発生により、県、玄海町、唐津市及び伊万里市は、関係機関との情報共有を図るとともに、県及び関係市町の取るべき措置等について協議するため、災害対策本部等を設置する。（想定）
(2) 警戒事態発生時の通報を受けた後、関係機関との情報共有を図るとともに、県及び関係市町の取るべき措置等について協議する。
(3) 施設敷地緊急事態発生時の通報（10条通報）の受理後、県及び関係市町は、関係機関との情報共有を図るとともに、県及び関係市町の取るべき措置等について協議する。
(4) 原子力緊急事態宣言発出後、関係機関との間でテレビ会議を開催する。

緊急時通報連絡・情報伝達訓練実施要領

- 1 目的
緊急時における原子力事業者、国、県、市町及び防災関係機関相互の通信連絡体制の確立と災害時に使用する通信機器の運用方法について習熟を図る。
- 2 日時
令和5年10月14日（土）8：00～13：30
- 3 参加機関
佐賀県、県内全市町、内閣府、原子力規制庁（玄海原子力規制事務所）、気象庁（佐賀地方気象台）、九州電力株式会社、福岡県、一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会、公益社団法人佐賀県トラック協会、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県警察本部、唐津市消防本部、伊万里市・有田消防本部、海上保安庁（唐津海上保安部）、陸上自衛隊（西部方面混成団、西部方面航空隊、西部方面システム通信群、第4師団）、海上自衛隊（佐世保地方総監部）、航空自衛隊（西部航空方面隊司令部）、FMからつつ株式会社、日本放送協会佐賀放送局、佐賀県ケーブテレビ協議会
- 4 訓練内容
(1) 原子力事業者からの事故等に関する緊急時の情報、国からの避難指示等について、県は市町、関係機関、報道機関へ伝達する。
(2) 緊急時モニタリング実施計画に基づき実施した緊急時モニタリングの結果を、県が市町・関係機関・報道機関へ伝達する。
(3) 気象情報については、佐賀地方気象台が当日の気象情報を提供し、県が市町、関係機関、報道機関へ伝達する。
(4) 原子力緊急事態宣言の後、国及び関係機関との間でテレビ会議を開催する。
(5) 地震による被災状況について、陸上自衛隊のへりから危機管理センターへ映像伝送を実施する。
(6) その他必要な情報について、県は市町、関係機関、報道機関へ伝達する。
※県内全市町に対する情報伝達については、県庁危機管理センターの一元着指令システムを使用する。
(事象進展) (案)
8：00 警戒事象通報（原子炉冷却材漏えい）
8：30 原災法第10条通報、施設敷地緊急事態要避難者避難
9：00 原災法第15条通報
9：10 原子力緊急事態宣言発出、PAZ一般住民避難指示、UPZ屋内退避指示
10：00 原災法第15条通報（続報）（敷地境界付近の放射線量の上昇）
10：20 UPZ特定地域011.2による一時移転指示

屋内退避訓練実施要領

1 目的

玄海原子力発電所の原子力災害に関し、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、P A Zに退避指示、U P Zに屋内退避の指示があったとの想定で、U P Z内の各施設における屋内退避訓練を実施し、関係機関の訓練に係る技術等の習熟及び生徒児童等の原子力防災意識の向上を図る。

また、即時避難が困難及び避難訓練の想定で、放射線防護機能を付加した施設（P A Z内の高齢者福祉施設、P A Z内・U P Z内の離島の公共施設）において屋内退避訓練を実施し、関係者の放射線防護対策設備の使用方法等について習熟を図る。

2 日時

令和5年10月14日（土）までに各施設の計画により実施

3 対象施設等

【U P Z内の各施設】

- ・U P Z内にある玄海町、唐津市及び伊万里市の幼稚園、保育所、学校、福祉施設、医療機関 等
- 【放射線防護対策施設】
- ・特別養護老人ホーム玄海園、特別養護老人ホーム宝寿荘、特別養護老人ホーム潮莊、高齢者生活福祉センターちんぞい荘、高齢者生活福祉センターひびん荘、田加部島小学校、入野小学校、向島分校、馬渡中学校、馬渡原子力災害屋内退避施設、加唐小学校松島分校、加唐小中学校、小川小中学校、唐津市呼び交流通進施設、神集島公民館、旧神集島小学校、高島公民館、高島原子力災害屋内退避施設

4 訓練内容

【U P Z内各施設】

- (1) 県を通じ、原子力災害対策本部長から玄海町、唐津市及び伊万里市に屋内退避の指示があり、各災害対策本部において、住民に対する屋内退避の要領を決定する。（想定）

- (2) 玄海町、唐津市及び伊万里市は、防炎行政無線、広報車、電話、F A X、メール、緊急連絡メール（エリアメール）、Yahoo!防災アプリ等により屋内退避の指示を施設等へ伝達する。（想定）

- (3) 玄海町、唐津市及び伊万里市からの屋内退避指示があったとの想定で、各施設において屋内退避を行う。施設等の全ての窓やドアを閉め、換気扇を止め、屋外にいる人は、速やかに屋内に入る。

【放射線防護対策施設】

○P A Z内

- (1) 玄海町及び唐津市は、玄海原子力発電所において原子力災害が発生し、警戒事象発生による警戒事態が確認されたことを施設に連絡し、屋内退避の準備を指示する。

また、施設の入所者・職員数、必要な交番機関についての報告、避難準備を指示する。

- (2) 玄海町及び唐津市は、玄海原子力発電所の原子力災害に関し、施設敷地緊急事態が確認されたことから、施設敷地緊急事態要避難者の避難指示を発出したことを連絡する。

避難が可能な入所者は職員とともに町（市）が手配するバスにより避難し、即時避難が困難な入所者は職員とともに屋内退避の準備を指示する。

- (3) 施設敷地緊急事態の連絡を受け、特別養護老人ホーム玄海園、特別養護老人ホーム宝寿荘は、全ての窓やドアを閉め、換気扇を止め、放射線防護対策設備の確認及び展開を行う。

- (4) 玄海町及び唐津市は、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言が発せられたことを施設に連絡し、即時避難ができなかった入所者及び職員に屋内退避の実施を指示する。

また、屋内退避を行う入所者数、職員数を報告するよう指示する。

- (5) 特別養護老人ホーム玄海園、特別養護老人ホーム宝寿荘は、屋外にいる者を速やかに屋内に避難させ、放射線防護に係る機器を稼働させる。

屋内においては、極力窓の付近に近づかないよう行動する。

また、屋内退避を実施する入所者、職員の人数を把握し災害対策本部に報告する。

○U P Z内

- (1) 玄海町及び唐津市は、玄海原子力発電所の原子力災害に関し、施設敷地緊急事態が確認されたことから、U P Z内住民に対する屋内退避の準備指示を発出したことを連絡する。

- (2) 唐津市は、U P Z内の放射線防護対策施設において、放射線防護対策設備の確認及び展開を行う。

- (3) 玄海町及び唐津市は、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言が発せられたことをもって、U P Z内住民に対する屋内退避の指示を発出したことを施設等に連絡する。

また、O I Lに基づく一時移転指示が発出された際に、避難が困難な場合は、放射線防護施設に集合し屋内退避を行うよう指示する。

- (4) 消防団及び自治会長は、住民を速やかに放射線防護対策施設に収容し、全ての窓やドアを閉め、換気扇を止め、放射線防護対策設備を稼働させる。

屋内においては、極力窓の付近に近づかないよう行動する。

また、屋内退避を実施する入所者、職員の人数を把握し災害対策本部に報告する。

5 屋内退避状況の確認・報告

玄海町、唐津市及び伊万里市は、U P Z内各施設における屋内退避訓練参加者数及び放射線防護施設における屋内退避訓練参加者数について、別途定める方法により佐賀県災害対策本部へ報告する。

※実施場所の詳細

名称	所在地	備考
仮屋コミュニティセンター	玄海町大字飯屋398-15	玄海町の集合場所
藤平公民館	玄海町大字藤平1029-1	
桃山天下市	唐津市鎮西町名護屋1859	唐津市の一時集合場所
南山上公民館	唐津市浜玉町南山上2055	
大川コミュニティセンター	伊万里市大川内町内2410-1	
松浦コミュニティセンター	伊万里市松浦町山形5490-2	
二里小学校	伊万里市二里町大里乙284-1	伊万里市の一時集合場所
小城体育センター	小城市小城町畑田98-1	玄海町の避難先
江北町ネイブル	江北町山口1334	
鳥栖北小学校	鳥栖市本町三丁目1468-1	唐津市の避難先
嬉野市社会文化会館	嬉野市塩田町大字五町田甲628-4	伊万里市の避難先

6 訓練内容

【PAZ内一般住民の避難訓練】

- (1) 原子力緊急事態宣言後、玄海町長及び唐津市長は、原子力災害対策本部長からの避難指示を受け、玄海町災害対策本部会議、唐津市災害対策本部会議において、PAZ内一般住民に対する避難実施要領・避難所設置運営要領を決定したとの想定により訓練を開始する。
- (2) 玄海町及び唐津市は、防災行政無線、緊急速報メール、広報車、消防団、CATV Yahoo!防災アプリ等により住民に対して避難指示等を伝達する。
- (3) 避難対象地域の住民は、玄海町及び唐津市の避難指示に基づき、区長等の連絡を受けたのちに集合場所に集合する。

その後、職員の指示により、避難所に避難する者（職員が乗車）は、バス・自家用車により避難所へ避難する。

【UPZ内特定地域の一般住民の避難訓練】

- (1) 玄海町長、唐津市長及び伊万里市長は、原子力災害対策本部長からの運用上の介入レベル（OIL）に基づく一時移転指示を受け、玄海町、唐津市及び伊万里市災害対策本部会議において、一時移転対象地域の住民に対する避難実施要領・避難所設置運営要領を決定したとの想定により訓練を開始する。
- (2) 玄海町、唐津市及び伊万里市は、防災行政無線、広報車、消防団、CATV、Yahoo!防災アプリ等により住民に対して一時移転指示等を伝達する。
- (3) 避難訓練対象地域の住民は、玄海町災害対策本部、唐津市災害対策本部及び伊万里市災害対策本部の一時移転指示に基づき、区長等の連絡を受けたのちに集合場所に集合する。

一般住民避難訓練実施要領

1 目的

玄海原子力発電所の緊急時における住民避難を円滑に実施するため、関係機関が緊密に連携し、避難誘導、避難所等の設置・運営等の訓練を実施する。また、住民避難に際して、愛護動物との同行避難訓練を行い、関係機関との連携の確認及び受入手順の習熟を図る。

2 日時

令和5年10月14日（土） 8:00～14:45

3 実施場所

「5 参加予定者数」に記載のとおり。

4 参加機関

玄海町・唐津市・伊万里市の住民、佐賀県、玄海町、唐津市、伊万里市、小城市、佐賀市、白石町、武雄市、佐賀県警察本部、株式会社NTTフイールドテックノ佐賀営業所、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社ドコモCS九州、一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会、公益社団法人佐賀県トラック協会、認定NPO法人日本レスキュー協会、佐賀災害リハビリテーション推進協議会

5 参加予定者数

(1) 玄海町

PAZ	集合場所への避難（飯屋地区）	約20名
〃	集合場所（飯屋地区）から避難所（小城 体育センター）への避難	
UPZ	集合場所への避難（UPZ内の全地区）	約40名
〃	集合場所（藤平地区）から避難所（小城 体育センター）への避難	約10名

(2) 唐津市

PAZ	集合場所への避難（鎮西町元組・茜屋町・畑ヶ中地区）	約50名
〃	集合場所（桃山天下市駐車場）から避難所（江北町ネイブル）への避難	
UPZ	集合場所への避難（浜玉町南山上地区）	約50名
〃	集合所（浜玉町南上）から避難所（鳥栖市鳥栖小学校）への避難	

(3) 伊万里市

UPZ	集合場所への避難（大川内町大川内山区、同町福野区、松浦町、二里町）	109名
〃	集合場所（大川内町大川内山区、同町福野区、松浦町、二里町）から避難所（嬉野市社会文化会館）への避難	

(4) 愛護動物避難訓練

PAZ	飯屋地区から自家用車で避難所（小城体育センター）へ避難	5世帯5名
	避難所（小城体育センター）で受付後バススペースへ移動	5頭

その後、職員の指示により、避難所に一時移転する者は、バス・自家用車により避難・速域時検査場所（玄海町は多久市陸上競技場、唐津市は佐賀競馬佐賀場外発売所、伊万里市は白岩運動公園競技場）を経由して避難所へ一時移転する。

集合場所までの避難住民は、職員の原子力災害に関する説明を受けたのちに訓練を終了する。

【愛護動物避難訓練】

- (1) 玄海町の避難指示に基づき、愛護動物を所有する避難住民5名は、対象地区の区長等の連絡を受けたのちに集合場所へ集合し、その後、職員の指示により愛護動物とともに自家用車で避難施設（小城市体育センター）に向かう。その際、愛護動物用の食糧、折り畳みケージ等の必需品は飼い主が持参する。
- (2) 避難住民は、避難施設に到着後、受付で愛護動物を連れてくる旨を申し出る。避難施設の担当職員は、当該施設では愛護動物を施設屋内に入れることができない旨を伝え、別に準備する動物飼養スペースにて飼養するよう依頼し、飼養に際しての留意事項について説明する。
- (3) 避難施設の担当職員は、環境部局を通じて県に飼養ケージの貸借の相談を行い、物品の受け入れを行う。
- (4) 【以後、避難から2・3日経過した想定】県 動物愛護部局（管轄保健福祉事務所等）から飼養環境の調査、県獣医師による健康相談などを実施し、当該情報を避難施設に共有する。
- (5) (4) について避難施設の担当職員から報告を受けた玄海町災害対策本部は、愛護動物の同行避難者の受入の可否について、日本レスキュー協会に確認する。その際、避難者数、世帯数、動物の種類、頭数、車両数の有無の情報を伝達する。

【避難所設置運営訓練】

玄海町、唐津市及び伊万里市は、避難受入市町である小城市、江北町、鳥栖市及び嬉野市の支援を受け避難所設置・運営の訓練を実施する。

- (1) 避難状況の確認・報告
玄海町災害対策本部、唐津市災害対策本部、伊万里市災害対策本部は、避難誘導等の業務にあたる職員から避難者数、避難所への出発・到着時刻等状況等の連絡を受け、その内容を県災害対策本部及び避難所へ報告する。
- (2) 避難住民の登録
玄海町、唐津市及び伊万里市は、避難所において避難住民の登録を行う。
- (3) 要配慮者の受入対応訓練
避難所に避難した要配慮者に対する受入対応を行う。
- (4) その他避難所での訓練
 - ・災害用伝言ダイヤル「171」の開設・利用（玄海町、唐津市、伊万里市）
 - ・救護物資等の受入
 - ・原子力防災、避難所運営等に関する講話（唐津市は事前に講話を開催済）
 - ・所轄警察署による避難所警戒

【協定に基づく避難バス要請・運行訓練】

- (1) 佐賀県災害対策本部は、PAZ内避難指示及びUPZ内特定地域避難指示を受け、当該住民の避難バスの運行について「緊急輸送要請書」により佐賀県バス・タクシー協会又は各バス事業者に要請する。
- (2) 要請を受けた各バス事業者は、防護服等の必要な資機材を所定の倉庫で受け取り、避難者の各集合場所に向かう。運行に際して運転手は「運行者管理表」により従事時間及びその間の概ぼく線量等を管理し、佐賀県バス・タクシー協会及び佐賀県災害対策本部と共有する。

小・中学校の児童の引渡し及び避難訓練実施要領

- 1 目的
玄海原子力発電所の緊急時における玄海町の児童・生徒の避難を円滑に実施するため、保護者への引渡し、関係機関による避難手段の確保の訓練を実施する。
- 2 日時
令和5年10月14日（土）
- 3 参加機関
佐賀県、玄海町、小城市、玄海みらい学園 他
- 4 対象学校
【UPZ（5～30キロ圏）】
・玄海みらい学園の児童及び職員
- 5 保護者への引渡し場所
玄海みらい学園内で実施（玄海町新田1809-6）
- 6 訓練内容
(1) 玄海町災害対策本部は、玄海みらい学園（以下、学校）へ警戒事態が発生したことを通報し、学校は帰宅指導及び保護者への引渡しをするよう指示する。
(2) 玄海町災害対策本部は、施設敷地緊急事態が確認されたことを学校へ通報し、学校は引き続き保護者への引渡しをするともに、屋内退避の準備をするよう指示する。なお、保護者引渡訓練実施者は、訓練終了まで施設敷地緊急事態との想定で引渡訓練を継続する。
(3) 玄海町災害対策本部は、学校へ原子力災害の発生及び内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言が発表されたことを通報し、校内への屋内退避を指示する。
また、学校に対し、児童・職員数の報告及び避難指示の準備を指示する。
(4) 連絡を受けた学校の校長は、在校生・職員の屋内退避を行う。
※以下、通報訓練とする。
(5) 玄海町災害対策本部は、学校が運用上の介入レベル（OIL）に基づく一時移転指示があったことを学校へ通報し、校内の児童・職員数の報告を指示し、学校避難に必要なバスの台数を把握し、バスの手配を行う。
バスの手配ができない場合は、佐賀県災害対策本部へバスの手配を依頼する。
(6) 原子力災害対策本部長からのUPZ特定地域への一時移転指示により、玄海町災害対策本部は、学校に対しバスの台数及び到着時刻を通報する。

離島住民避難訓練実施要領

- 1 目的
玄海原子力発電所の緊急時における離島住民避難を円滑に実施するため、関係機関が緊密に連携し、避難誘導等の訓練を実施する。
- 2 日時
令和5年10月14日（土） 8:00～13:30
- 3 実施場所
唐津市高島、唐津東港、唐津市浄水センター運動広場、唐津赤十字病院
- 4 参加機関
唐津市高島住民、佐賀県、唐津市、陸上自衛隊（西部方面航空隊）、海上自衛隊、海上保安庁（唐津海上保安部）、国土交通省（九州運輸局佐賀運輸支局）、佐賀県旅客船協会、佐賀県水難救済会、佐賀県警察本部、唐津赤十字病院
- 5 参加予定者数
唐津市高島住民

高島原子力災害防護施設及び高島公民館における屋内退避訓練への参加者	約70名 (島民40名) (高校生等36名)
・海路避難訓練への参加者	10名
・急患搬送の空路避難訓練への参加者（陸自ヘリ）	5名
・急患搬送の空路避難訓練への参加者（県消防防災ヘリ）	3名
- 6 訓練内容
(1) 唐津市高島において、運用上の介入レベル（OIL）に基づく一時移転指示が出たが、悪天候により船舶での避難が困難であるため、放射線防護対策施設及び高島公民館に屋内退避することとなったとの想定により訓練を開始する。
(2) 唐津市は、防災行政無線、広報車、消防団、CATV、Yahoo!防災アプリ等により高島住民に対し、放射線防護対策施設における屋内退避指示を伝達する。高島住民は、唐津市災害対策本部の屋内退避指示に基づき、区長等の連絡を受けたのちに放射線防護対策施設において屋内退避を実施する。
(3) 海路避難が困難である状況において、屋内退避中に緊急搬送が必要となった体調不良者が発生したという想定で、県防災航空隊、陸上自衛隊にヘリの派遣を依頼。各機関はヘリで高島から島外（浄水グラウンド、唐津赤十字病院）に住民を搬送する。
(4) 海上自衛隊、海上保安庁、県旅客船協会、県水難救済会の船舶を用いて、海路避難を実施。佐賀県警察本部の警備艇は海路避難中の船舶を追尾し警戒警備を実施する。

7 避難訓練通報要領

- 8：00 玄海町災害対策本部から学校へ次の内容を通報。
・玄海原子力発電所で警戒事態に該当する事象が発生し、警戒事態が確認された。
・学校は児童及び職員の人数を教えるとともに、帰宅指導又は児童の保護者への引渡しを開始していただきたい。
- 8：30 玄海町災害対策本部から学校へ次の内容を通報。
・玄海原子力発電所で原子力災害が発生し、施設敷地緊急事態が確認された。学校は、引き続き児童の保護者への引渡しを行うとともに、屋内退避の準備をしていただきたい。
- 9：10 玄海町災害対策本部から学校へ次の内容を通報。
・玄海原子力発電所で原子力災害が発生し、内閣総理大臣が原子力緊急事態を宣言及び玄海原子力発電所のUPZの住民に対し、屋内退避指示を发出了。
・学校は留め置いた児童及び職員の屋内退避の実施及び一時移転の準備をしていただきたい。
・在校生、職員の人数を教えていただきたい。
- 10：20 玄海町災害対策本部から学校へ次の内容を通報。
・原子力災害対策本部長が、玄海原子力発電所のUPZの特定地域（学校所在地）の住民に対し一時移転指示を发出了。
・玄海町は、同地区の住民を避難計画に即し、小城市に一時移転する。
・学校は、町の手配する大型バス（●台）で、避難所へ一時移転していただきたい。なおバスの学校到着時間は、10時30分頃を予定。

※実動は、保護者引渡しと屋内退避のみ。一時移転については、通報及び手順の確認を行う。

保育所の園児の引渡し及び避難訓練実施要領

- 1 目的
玄海原子力発電所の緊急時における関係市町の園児の避難を円滑に実施するため、関係機関による避難手段の確保、保護者への引渡し、避難誘導等の訓練を実施する。
- 2 日時
令和5年10月14日（土）
- 3 参加機関
佐賀県、玄海町、ふたば園、あおば園
- 4 避難対象施設
【PAZ（5キロ圏）】
・ふたば園
園児数：65名、職員数：2名、計：67名
【UPZ（5～30キロ圏）】
・あおば園
園児数：90名、職員数：3名、計：93名
- 5 引渡し訓練要領
玄海町災害対策本部は、園へ警戒事態が発生したことを通報し、保護者引渡しを指示する。園は、保護者引渡しを計画に基づき実施する。
- 6 避難訓練内容及び屋内退避要領
8：00ごろ 玄海町災害対策本部からふたば園・あおば園へ次の内容を通報。
・ふたば園は園児の保護者への引渡しを実施し、警戒事態が確認された。避難の準備をしていただきたい。
・あおば園は園児の保護者への引渡しを実施し、また、避難指示に備え、また、屋内退避の準備をしていただきたい。
・ふたば園は園児、職員の人数を教えていただきたい。
- 8：30ごろ 玄海町災害対策本部からふたば園・あおば園へ次の内容を通報。
・玄海原子力発電所で原子力災害に関し、施設敷地緊急事態が確認されたことから、PAZの施設敷地緊急事態要避難者へ避難指示を发出了。
・ふたば園の園児及び保育職員は、避難計画に即し、小城市まちなか市民交流プラザに避難する。
・ふたば園は、県の手配する中型バス1台で、避難所へ避難していただきたい。なおバスの保育所到着時間は、8時50分頃を予定。
・あおば園は、引き続き、園児の保護者への引渡し及び屋内退避の準備をしていただきたい。

9：10ごろ

玄海町災害対策本部からあおば園へ次の内容を通報。

- ・玄海原子力発電所で原子力災害が発生し、内閣総理大臣が原子力緊急事態を宣言し、玄海原子力発電所のU.P.Z住民に屋内退避指示を発出した。
- ・あおば園は屋内退避及び一時移転の準備をしていた。
- ・あおば園は園児、職員の人数を教えていただきたい。

10：20ごろ

- 玄海町災害対策本部からあおば園へ次の内容を通報。
- ・原子力災害対策本部長が、玄海原子力発電所のU.P.Zの特定地域（保育所所在地）住民に一時移転指示を発出した。
- ・あおば園の園児及び保育職員は、避難計画に即し、小城市まちなか市民交流プラザに一時移転する。
- ・あおば園は、県の手配する中型バス1台で、避難所へ一時移転していただきたい。なおバスの保育所到着時間は、10時40分頃を予定。

※ 実動は、保護者引渡と屋内退避のみ。避難及び一時移転については、通報及び手順の確認を行う。

高齢者福祉施設の入所者の避難訓練実施要領

1 目的

玄海原子力発電所の緊急時における福祉施設の入所者避難を円滑に実施するため、関係機関による避難手段の確保、受入施設の対応等の訓練を実施する。

2 参加機関

佐賀県、玄海町、唐津市、伊万里市、特別養護老人ホーム玄海園、特別養護老人ホーム宝寿荘、特別養護老人ホーム天寿荘、特別養護老人ホーム鳳寿苑、介護老人保健施設ケアポート楽寿園、指定介護老人保健施設ケアハイツやすらぎ、介護老人保健施設しようぶ苑、陸上自衛隊（西部方面特科連隊第四大隊）

3 実施する訓練

(1)：車両での避難訓練・1

- ① 避難元施設：特別養護老人ホーム玄海園 8名（入所者4名・施設職員4名）
※入所者4名は、県職員で対応
- ② 避難先施設：特別養護老人ホーム天寿荘
- ③ 内容
玄海町からの避難指示に係る電話通報を受け、玄海園の入所者及び施設職員は、車2台に分乗し、天寿荘（多久市）に向け避難を実施する。

：車両での避難訓練を想定した連絡訓練・2

- ① 避難元施設：介護老人保健施設ケアポート楽寿園
- ② 中継施設：指定介護老人保健施設ケアハイツやすらぎ
- ③ 避難先施設：介護老人保健施設しようぶ苑
- ④ 内容
伊万里市からの避難指示を受け、楽寿園の入所者及び施設職員は車に乗り、中継施設のやすらぎ（多久市）へ移動。到着後、しようぶ苑（佐賀市）からの迎え車両に乗り換え、しようぶ苑に避難する想定の連絡訓練。

(2) 屋内退避訓練

- ① 実施施設
特別養護老人ホーム玄海園 約140名（入所者・施設職員）
特別養護老人ホーム宝寿荘 約20名（入所者・施設職員）
- ② 内容
唐津市、玄海町からの避難指示に係る電話通報を受け、施設内の戸締り及び換気扇の停止を確認した後、除染用テントの設置、フィルターユニット（陽圧化装置）を起動させ、屋内退避する要領の確認を行う。

(3) 物資受入訓練

- ① 実施施設
特別養護老人ホーム宝寿荘
- ② 内容
県が佐賀市内に備蓄している災害用物資を陸上自衛隊のトラックで宝寿荘に運搬した後、サーベイメータで物資の入った箱の放射線量を測定し、施設に運び入れる要領を確認する。

障害者（児）福祉施設の入所者の避難訓練実施要領

- 1 目的
玄海原子力発電所の緊急時における障害者（児）福祉施設の入所者の避難を円滑に実施するため、関係機関による避難手段の確保、受入施設の対応等の訓練を実施する。

【 障害者支援施設 】

- 1 参加機関
佐賀県、唐津市、からつ医療福祉センター
(唐津市双水2806) 約150名(入所者・施設職員)
- 2 避難対象施設
からつ医療福祉センター
- 3 訓練内容
(1)唐津市災害対策本部は、避難対象施設へ施設敷地緊急事態が確認されたことを通報し、屋内退避の準備を指示する。
(2)唐津市災害対策本部は、内閣総理大臣の緊急事態宣言並びにUPZ住民等の屋内退避及び避難準備指示を受け、障害福祉施設に対し屋内退避等を指示する。また屋内退避を行う入所者数、職員数を報告するように指示する。
(3)施設長は、屋外にいる入所者や職員を屋内に入るよう指示し、全ての窓やドアを閉め、外の空気が入らないよう換気扇を止めるなどの措置を職員に指示し、屋内退避を実施する。また、屋内退避を実施する入所者、職員の人数を把握し災害対策本部に報告する。
- 4 避難状況の確認・報告
唐津市災害対策本部は、屋内退避訓練参加者数について、県災害対策本部へ報告する。

【 グループホーム 】

- 1 参加機関
佐賀県、伊万里市、共同生活援助事業所楠風の里
- 2 避難対象施設
共同生活援助事業所 楠風の里 (伊万里市新天町長篠283番地2) 22名
(入所者18名、職員4名)
- 3 訓練内容
(1)伊万里市災害対策本部は、避難対象施設へ施設敷地緊急事態が確認されたことを通報し、屋内退避の準備を指示する。
(2)伊万里市災害対策本部は、内閣総理大臣の緊急事態宣言並びにUPZ住民等の屋内退避及び避難準備指示を受け、障害福祉施設に対し屋内退避等を指示する。また屋内退避を行う入所者数、職員数を報告するように指示する。
(3)施設長は、屋外にいる入所者や職員を屋内に入るよう指示し、全ての窓やドアを閉め、外の空気が入らないよう換気扇を止めるなどの措置を職員に指示し、屋内退避を実施する。また、屋内退避を実施する入所者、職員の人数を把握し災害対策本部に報告する。
- 4 避難状況の確認・報告
伊万里市災害対策本部は、屋内退避訓練参加者数について、県災害対策本部へ報告する。

在宅避難行動要支援者避難訓練実施要領

- 1 **目的**
玄海原子力発電所の緊急事態における在宅避難行動要支援者の避難を円滑に実施するため、関係機関が緊密に連携し、避難誘導及び避難受け入れ等の訓練を実施する。
- 2 **日時**
令和5年10月14日（土） 8：00～13：50
- 3 **実施場所**
(玄海町)
玄海町飯屋地区、植賀川内地区、普恩寺地区
玄海園（玄海町大字平尾432-8）
天寿荘（多久市北多久町大字小侍640-1）
唐津市 鎮西地区 → ネイブル（江北町） → 保健センター（ネイブル敷地内）
(唐津市)
高齢者生活福祉センターひぜん荘（唐津市肥前町万賀里川953-10）
唐津市 鎮西地区 → ネイブル（江北町） → 保健センター（ネイブル敷地内）
(伊万里市)
うれしの特別支援学校（嬉野市塩田町大字五町田甲2877-1）

- 4 **参加機関**
玄海町、唐津市、伊万里市、佐賀県、九州電力株式会社、江北町、うれしの特別支援学校、天寿荘

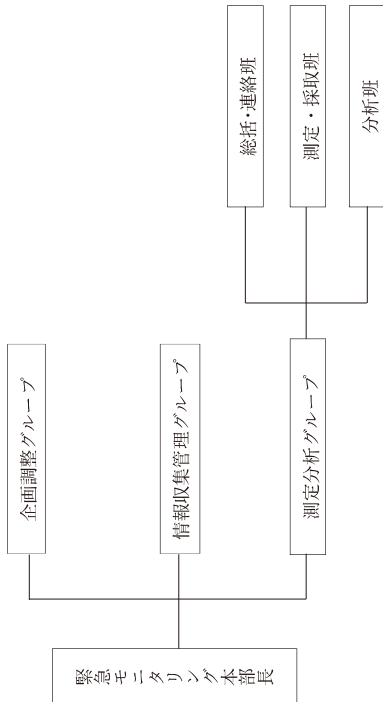
参加予定者数	
玄海町飯屋地区から天寿荘への避難	2名（職員） 1名（住民役職員）
玄海町植賀川内地区、普恩寺地区から玄海園への避難	2名（九電） 2名（住民役職員）
玄海町飯屋地区からひぜん荘への避難	2名（九電） 1名（住民役職員） 1名（職員送迎）
唐津市から江北町ネイブルの一般住民避難所を経由し、ネイブル敷地内の保健センターへ避難	1名（住民役職員） 1名（職員送迎）
松浦町から嬉野市社会文化会館を経由し、うれしの特別支援学校への避難 ※訓練のため住民役1名で実施	1名（住民役職員） 1名（職員送迎） 1名（補助職員）

6 訓練内容

- (1) 施設敷地緊急事態の発生により、施設敷地緊急事態要避難者の避難が必要となったとの想定により訓練を開始する。
- (2) 玄海町及び唐津市は、PAZ内の在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施により健康リスクが高まる者について、九州電力株式会社の福祉車両により、近隣の放射線防護対策施設等に避難させる。
- (3) 玄海町は、施設敷地緊急事態要避難者を玄海町の福祉車両で多久市の福祉避難所（天寿荘）に避難させる。
- (4) 伊万里市は、施設敷地緊急事態の発生により屋内退避していた、UPZ内の在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施により健康リスクが高まるものについて、市の福祉車両により、嬉野市の指定福祉避難所に避難させる。
- (5) 支援者が運転する一般車両で避難された高齢者（支援者同行の在宅避難行動要支援者）が当初、支援者と同じ一般の避難所（ネイブル）に避難していたが、体調不良等の理由により、福祉避難所（保健センター）へ避難する

※歩行可能ではあるが足腰が弱いため、ネイブル到着後は車いすで館内を移動予定
※車いすは唐津市が準備

6 訓練体制
(1) 体制



緊急時モニタリング訓練実施要領

- 1 目的
佐賀県地域防災計画（第4編・原子力災害対策）に基づき、緊急時における環境放射線モニタリング訓練を実施し、緊急時モニタリング体制の確立及び関係職員の対応力の向上を図る。
- 2 日時
令和5年10月14日（土） 8：00～13：30
- 3 実施場所
県内全域
- 4 参加機関
佐賀県、県内各市町
- 5 訓練概要
 - (1) 佐賀県緊急モニタリング本部の設置運営
 - (2) モニタリング要員の招集
 - (3) 固定モニタリングポスト、電子線量計による線量率の監視
 - (4) 可搬型モニタリングポストの設置、測定
 - (5) 移動式モニタリング（走行サーベイ）の実施
 - (6) 環境試料（飲料水・土壌等）の採取・測定
 - (7) モニタリング結果のとりまとめ、確認
 - (8) モニタリング要員の防護対策、汚染検査の実施
 - (9) 緊急時モニタリング実施計画、指示書の受領、測定結果等の報告

(2) 各グループ等の訓練内容

グループ等名	内容
緊急モニタリング本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急モニタリング本部の総括
企画調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時モニタリング要員の派遣依頼、要員への指示 ・ 可搬型モニタリングポスト起動の指示（17市町） ・ モニタリング結果の評価、解析 ・ モニタリング要員・資機材の確保等
情報収集管理グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時監視システムの稼働確認、維持管理 ・ モニタリング結果および関連情報の収集・管理 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 活動内容の記録等
測定分析グループ	総括・連絡班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 測定・採取班編成 ・ 指示書の共有及び測定、分析の指示 ・ 測定チームとの連絡調整 ・ モニタリング要員・資機材等の管理 ・ モニタリング要員の被ばく管理、資機材汚染管理等
	測定・採取班 <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動式モニタリングによる線量率の測定 ・ 可搬型モニタリングポストの設置、測定 ・ 環境試料（飲料水、土壌等）の採取等
分析班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境試料の前処理・測定 ・ 測定機器の汚染管理等

原子力災害医療対策訓練実施要領

- 1 目的**

佐賀県地域防災計画（第4編・原子力災害対策編）に基づき、原子力発電所の緊急時における医療活動に関する訓練を実施し、関係機関の連携、緊急被災に医療に係る技術の習熟等を図る。
- 2 日時**

令和5年10月14日（土） 8：30～13：30
- 3 実施場所**
 - (1) 避難退域時検査訓練
【運営及び対応訓練】
白岩運動公園競技場（武雄市武雄町大字永島15057-2）
【住民周知】
多久市陸上競技場（多久市北多久町大字小侍286-24）
佐賀競馬佐賀場外発売所（佐賀市大和町大字尼寺2887-1）
 - (2) 被災く傷病者等受入訓練
唐津赤十字病院（唐津市和多田2430）
佐賀県医療センター好生館（佐賀市嘉瀬町中原400）
 - (3) 安定ヨウ素剤配布訓練
P.A.Z.、UPZ集合場所等
- 4 参加機関**
 - (1) 避難退域時検査訓練
玄海町、唐津市、伊万里市、九州電力株式会社、陸上自衛隊西部方面混成団、一般社団法人佐賀県放射線技師会、佐賀県（医務課、各保健福祉事務所（佐賀中部、鳥栖、唐津、伊万里、杵藤））
 - (2) 被災く傷病者等受入訓練
唐津赤十字病院、佐賀県医療センター好生館、佐賀大学医学部附属病院、唐津市消防本部、伊万里・有田消防本部、長崎大学、九州電力株式会社
 - (3) 安定ヨウ素剤配布訓練
玄海町、唐津市、伊万里市
- 5 訓練内容**
 - (1) 避難退域時検査訓練
【運営及び対応訓練】（白岩運動公園競技場）
避難指示を受けた住民等（放射性物質が原子力事業所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民等を除く。以下「住民等」という。）の迅速な避難を確保しつつ、放射性物質による汚染状況を確認する検査を行う。
（ア）放射線技師会等からの要員の受入、検査体制の構築
（イ）NaIシンチレーションサーベイメータによる環境測定
（ウ）ゲート型モニタによる避難車両の汚染検査
（エ）GMサーベイメータによる避難車両の汚染検査

- (オ) ラギッドシンチレーションサーベイメータによる住民等の表面汚染検査
- (カ) ラギッドシンチレーションサーベイメータによる携行物品の汚染検査
- (キ) 拭き取りによる車両除染
- (ク) 住民等に対する簡易除染

※「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル（令和4年9月28日制定 内閣府（原子力防災担当）・原子力規制庁）」に基づく、汚染検査・除染の訓練

- 【住民周知】（多久市陸上競技場、佐賀競馬佐賀場外発売所）
避難指示を受けた住民等が避難の際に避難退域時検査場所を通過し、通過証を受け取る必要性を住民に周知するため、避難退域時検査場所に立ち寄り、避難退域時検査の意義や流れ等について説明を行う。
- (ア) ゲート型モニタによる避難車両の汚染検査（通過体験）
 - (イ) GMサーベイメータによる車両指定箇所検査の実演
 - (ウ) 住民簡易除染の実演
 - (エ) 避難退域時検査の意義の説明
- (2) 被災く傷病者等受入訓練
 - ①唐津赤十字病院
玄海原子力発電所内で発生した汚染を伴う負傷者に対して、原子力災害拠点病院である当該病院に搬送し、必要な医療処置を行う。
医療処置後、長崎大学での処置を要する負傷者の搬送調整を行う。
（ア）負傷者の発生通報及びサイト内での応急処置
（イ）負傷者の原子力災害拠点病院への搬送
（ウ）原子力災害拠点病院における汚染検査、除染、処置（WBCによる内部被ばく検査を含む）
 - ②佐賀県医療センター好生館
放射性プルーム放出後に、事故等により負傷し汚染が確認された一般住民に対して、原子力災害拠点病院である当該病院に搬送し、必要な医療処置を行う。
また、原子力災害拠点病院である佐賀大学医学部附属病院から原子力災害医療派遣チームの受入れを行う。
（ア）負傷者の発生通報、県へ搬送先調整依頼
（イ）負傷者の原子力災害拠点病院への搬送
（ウ）佐賀大学医学部附属病院からの原子力災害医療派遣チーム受入れ
（エ）原子力災害拠点病院における汚染検査、除染、処置（WBCによる内部被ばく検査を含む）
 - (3) 安定ヨウ素剤配布訓練
全面緊急事態におけるP.A.Z.での安定ヨウ素剤を持っていない住民、

UPZのOILに基づく避難指示及び配布指示が出された地域の住民に対して、集合場所等で安定ヨウ素剤（疑似）の配布を行う。

① 玄海町

【PAZ】 仮屋コミュニティセンター（東松浦郡玄海町大字仮屋398-15）

【UPZ】 藤平公民館（東松浦郡玄海町大字藤平1029-1）

② 唐津市

【PAZ】 西部農林経済センター（唐津市鏡野町早田1750-21865）

【UPZ】 七山公民館（唐津市七山滝川1252）

高島防護施設（唐津市高島188）

③ 伊万里市

【UPZ】 大川内コミュニティセンター（伊万里市大川町丙2410-1）

松浦コミュニティセンター（伊万里市松浦町山形5490-2）

二里小学校（伊万里市二里町大里乙284-1）

※「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（令和3年7月21日一部改正 原子力規制庁）」に基づく安定ヨウ素剤の緊急配布訓練

公安対策訓練実施要領

1 目的

玄海原子力発電所の緊急時における住民避難を円滑に実施するため、関係機関が緊密に連携し、避難誘導、交通規制、立入規制及び警戒警備の訓練を実施する。

2 日時

令和5年10月14日（土）8：00～13：30

3 実施場所

(1) 避難誘導訓練

避難経路上の各地域

(2) 交通規制訓練

避難経路上の各地域

(3) 立入規制訓練

玄海町及び唐津市のPAZ境界付近の主要道路及び周辺海域

(4) 警戒警備訓練

小城市、鳥栖市、江北町及び嬉野市の各避難所

4 参加機関

佐賀県警察本部、海上保安庁（唐津海上保安部）

5 訓練内容

(1) 避難誘導訓練

県災害対策本部は、原子力緊急事態宣言後、玄海町及び唐津市のPAZの住民避難が決定したことを受け、一時集合場所から避難所までの区間において、所轄警察等のパトロールカーによる避難誘導を実施する。

その後、玄海町、唐津市及び伊万里市のUPZ一部地域に一時移転指示が出たことを受け、PAZの避難時と同様の避難誘導を実施する。

また、県警へリにより避難経路の安全確認と誘導を実施する。

(2) 交通規制訓練

県災害対策本部は、原子力緊急事態宣言後、玄海町及び唐津市のPAZの住民避難が決定したことを受け、避難経路上の主要交差点において、所轄警察等による交通規制を実施する。

その後、玄海町、唐津市及び伊万里市のUPZ一部地域に一時移転指示が出たことを受け、避難経路上の主要交差点において、所轄警察署による交通規制を実施する。

(3) 立入規制訓練

県災害対策本部は、原子力緊急事態宣言後、玄海町及び唐津市のPAZ境界付近において、所轄警察署による立入規制を実施する。

また、唐津海上保安部は、PAZ境界周辺海域における立入規制を実施する。

(4) 警戒警備訓練

県災害対策本部は、各避難所において、所轄警察署による警戒警備を実施する。

救援物資搬送訓練実施要領

- 1 目的
原子力発電所の緊急時における救援物資搬送訓練を実施し、関係機関の連携の習熟等を図る。
- 2 日時
令和5年10月14日（土） 9：00～13：30
- 3 実施場所
(1) PAZ内の放射線防護対策施設への救援物資搬送訓練
特別養護老人ホーム宝寿荘
(2) 避難所への救援物資搬送訓練
鳥栖北小学校、江北町ネイブル（唐津市避難先）
(3) 離島への救援物資搬送訓練
- 4 参加機関
佐賀県、玄海町、唐津市、陸上自衛隊（西部方面特科連隊第四大隊）、公益社団法人佐賀県トラック協会、特別養護老人ホーム宝寿荘
- 5 訓練内容
(1) PAZ内の放射線防護対策施設への救援物資搬送訓練
玄海町及び唐津市は、原子力発電所からの放射性物質の放出後にPAZ内で屋内退避中の高齢者福祉施設において、毛布や下着等の生活必需品が不足していることを受け、県へ物資提供を要請。
県は、放射性物質放出後のPAZ内での活動を実施する必要があることから、陸上自衛隊に救援物資搬送を要請。
陸上自衛隊は、県の生活必需品の保管場所で生活必需品を積み込み、PAZ内の高齢者福祉施設（宝寿荘）へ生活必需品を搬送する。
(2) 避難所への救援物資搬送訓練
（唐津市）
県は、唐津市住民の避難所において、市の備蓄物資の緊急搬送が遅れが出ていることから、県の備蓄している生活必需品の緊急搬送を決定。
県は、協定締結先の佐賀県トラック協会へ搬送手段となるトラックの派遣を要請。
佐賀県トラック協会は、県の生活必需品の保管場所（佐賀土木事務所）で物資を積み込み、唐津市の避難所へ物資を搬送する。
(3) 離島への救援物資搬送訓練
県は、唐津市神集島において住民が避難のために必要とする物資等が不足していることから、県の備蓄している物資の緊急搬送を決定。
県は、消防防災ヘリにより神集島ヘリポートへ物資を搬送する。

住民等に対する広報訓練実施要領

- 1 目的
玄海原子力発電所に関する各種情報や指示等について、関係機関が緊密に連携し、地域住民等に対し、正確な情報を提供することを目的として実施する。
- 2 日時
令和5年10月14日（土） 9：00～13：30
- 3 参加機関
佐賀県、玄海町、唐津市、伊万里市、FMからつ株式会社、佐賀県ケーブルテレビ協議会、伊万里ケーブルテレビジョン株式会社、株式会社び〜ぶる
- 4 訓練内容
(1) 玄海町、唐津市及び伊万里市は、発電所の事故の状況や避難指示等について、広報車、船舶、防炎行政無線、CATV、ラジオ、ホームページ、緊急速報メール（エリアメール）、Yahoo!防災アプリ等により、地域住民（訓練海域内の喫業漁船を含む）や観光客等に対し広報する。
(2) 玄海町、唐津市及び伊万里市は、避難地区の区長等に対し事故状況等の情報提供を行い、区長、自治会長、自主防災組織、地域防災リーダー、消防団等を通じて地域住民への周知を行う。
(3) 玄海町、唐津市及び伊万里市は、外国人への情報伝達を目的に、英語表記の緊急速報メール（エリアメール）を发出する。
(4) CATVを利用し「訓練開始連絡」等の字幕テロップまたはデータ放送を行う。

原子力発電所における対策本部運営訓練実施要領

- 1 目的**

本店及び玄海原子力発電所に対策本部を設置し緊急事態応急対策を指揮するとともに、T V会議システム等を活用し、発電所と本店との間で継続的な情報共有を図る。
- 2 日時**

令和5年10月14日（土）
- 3 実施場所**

玄海原子力発電所、本店
- 4 参加機関**

九州電力株式会社（玄海原子力発電所、本店）
- 5 訓練内容**
 - （1）玄海原子力発電所対策本部にて、事故状況に基づき事象進展予測を踏まえた事故拡大防止対策等を決定する。
 - （2）玄海原子力発電所、本店即応センター間における事故状況・対策等に関する情報共有をテレビ会議等の情報伝送・通信設備を用いて訓練を行う。

原子力発電所における通報連絡訓練実施要領

- 1 目的**

原子力事故等の状況について、社内及び社外関係機関への通報連絡を行う。
- 2 日時**

令和5年10月14日（土）
- 3 実施場所**

玄海原子力発電所、本店
- 4 参加機関**

九州電力株式会社（玄海原子力発電所、本店）
- 5 訓練内容**
 - （1）警戒事態に該当する事象、原災法第10条事象、原災法第15条事象等の通報連絡文を作成する。
 - （2）社内及び社外関係機関へFAX送信、着信確認等を行う。

原子力発電所における警備・避難誘導訓練実施要領

- 1 目的**
玄海原子力発電所構内作業者等への避難の周知を行うとともに、当該原子力発電所敷地内への立入制限の周知を行う。
- 2 日時**
令和5年10月14日（土）
- 3 実施場所**
玄海原子力発電所
- 4 参加機関**
九州電力株式会社（玄海原子力発電所）
- 5 訓練内容**
(1) 発電所構内の原子力災害対策活動に従事しない作業者等への避難の周知及び発電所敷地内への立入制限の周知を実施する。
(2) 発電所内において、第1種及び第2種緊急時体制発令時に非常用サイレンによる所内周知を行う。

原子力発電所における事故収束訓練実施要領

- 1 目的**
玄海原子力発電所が保有する重大事故等対処設備を活用した事故拡大防止措置を行う。
- 2 日時**
令和5年10月14日（土）
- 3 実施場所**
玄海原子力発電所
- 4 参加機関**
九州電力株式会社（玄海原子力発電所）
- 5 訓練内容**
(1) 大容量空冷式発電機起動訓練
電源喪失時の電源確保として、大容量空冷式発電機を起動する。

原子力発電所における海水・土壌モニタリング訓練実施要領

- 1 目的
緊急時の環境試料のモニタリング訓練を実施する。
- 2 日時
令和5年10月14日（土）
- 3 実施場所
玄海原子力発電所及び周辺
- 4 参加機関
九州電力株式会社（玄海原子力発電所）
- 5 訓練内容
(1) 試料採取
① 発電所3/4号放水口付近または3/4号取水口付近において、海水の採取を行う。
② P S - 1（正門南）またはP C - 1（岸壁）において、土壌の採取を行う。
(2) 試料の測定
① 採取した試料をZ n S i nチレンレーションサーベイメータ、G M汚染サーベイメータ、N a I シンチレーションサーベイメータを用いα線、β線、γ線の計測を行う。
6 訓練について
本訓練項目のうち、海水採取については天候不良により、採取が困難な場合、模擬とする。

原子力発電所における火災対応訓練実施要領

- 1 目的
発電所から放射性物質が放出されるおそれのある状況下において、火災発生時の通報訓練及び専属自衛消防隊による消火訓練を実施し、唐津市消防本部と事業所との連携による消火対応能力の向上を図る。
- 2 日時
令和5年10月14日（土）
- 3 実施場所
玄海原子力発電所
- 4 参加機関
唐津市消防本部、九州電力株式会社（玄海原子力発電所）
- 5 訓練想定
玄海原子力発電所において、原子炉格納容器内から放射性物質放出のおそれがある状況下での3/4号機予備変圧器の火災発生を想定した訓練を行う。
- 6 訓練内容
(1) 事業所から所轄消防本部及び関係機関への通報
事業所から専用回線により唐津市消防本部（以下、消防本部）へ通報するとともに、関係機関へ通報する。
(2) 初期消火活動の指揮
事業所内の関係者及び専属自衛消防隊に対して、初期消火活動の指示、現場状況の収集等を行う。
(3) 事業所内の専属自衛消防隊による初期消火活動を行う。
ア 専属自衛消防隊は、放射線防護措置を行うとともに、消火活動を行う。
イ 事業所は、関係諸規定において、予め消火活動を行うこととしている要員を召集し各班における任務の実施を指示する。
(4) 消防本部の現場活動等
ア 事業所は、発電所正門から火災現場まで消防本部の誘導を行う。
イ 事業所は、消防本部到着時に火災現場等の状況及び放射性物質の放出に関する情報提供を行う。
ウ 消防本部は、事業所と十分に連携を図り、状況把握に努める。現場指揮本部を設置し、安全管理に配慮し活動方針を決定する。
エ 消防警戒区域を設定、放射線防護措置を行うとともに、消火活動を行う。
オ 鎮火の確認は消防本部が行う。
カ 事業所は、現場指揮本部に所員等を配置し、放射性物質の環境への影響に関する情報を継続して消防本部に提供する。

8 佐賀県におけるこれまでの原子力防災訓練の実施概要

[第11回(昭和54年度)～第111回(平成元年度)]

内容 年次	訓練体制	通報訓練	モニタリング等(観測地点数)	その他	参加機関 (人員)
第1回 (S54. 8. 8)	○市町は通報訓練のみ参加		○地域の状況把握に重点を置く ○地形及び無線の感度調査 (22地点)		14機関 (約90人)
第2回 (S55. 1. 18)	○緊急モニタリング本部設置 ○市町は通報訓練及びモニタリング訓練参加		○九重の指揮のもとに観測及びデータ送信訓練に参加 (33地点)		14機関 (約130人)
第3回 (S56. 7. 30)	同上		○先行サーベイ実施 (42地点)		14機関 (約140人)
第4回 (S57. 11. 22)	同上	○緊急時ファクシミリ設置	○観測地点に離島を含む (48地点)		14機関 (約150人)
第5回 (S58. 11. 25)	○市町は原子力防災計画に基づき災害対策連絡室設置	○仮設電話、ファクシミリ2回線設置	○唐津海上保安部巡視船出動 (50地点)		14機関 (約240人)
第6回 (S59. 11. 13)	○市町において災害対策会議の開催	○緊急時医療措置の準備要請	○唐津海上保安部自主観測実施 (48地点)	○緊急時における情報伝達所要時間の把握	16機関 (約270人)
第7回 (S60. 11. 19)	○国の関係機関への通報実施	○町役場職員の現地配置による通報連絡(玄海町、鎮西町)	同上 (56地点)	○医療対策(ヨウ素剤の搬送)訓練	22機関 (約300人)
第8回 (S61. 12. 1)	○県・市町災害対策本部設置 ○避難所、緊急医療本部設置	○異常事象の通報 ○諸対策指示の連絡	○指定地点における測定 ○モニタリングポストの監視 ○陸上ヘリによる空中モニタリング実施 ○海上モニタリング実施 ○被ばく線量の予測評価 など (46地点)	○避難誘導 (屋内退避、輸送、模擬住民120人) ○医療活動 ○災害警備(交通規制、立入禁止) ○広報訓練(プレス発表、定期広報) ○救援物資搬送	47機関 (約640人)
第9回 (S63. 2. 10)	○県・市町災害対策本部設置 ○緊急医療本部設置	同上	○指定地点における測定 ○モニタリングポストの監視 ○海上モニタリング実施 など (46地点)	○医療対策(ヨウ素剤の搬送)訓練 ○スクリーニング講習 ○災害警備対策訓練 ○広報訓練	41機関 (約400人)
第10回 (S63. 11. 21)	同上	同上	同上 (46地点)	○医療対策(ヨウ素剤の搬送)訓練 ○災害警備対策訓練 ○ポケット線量計の携帯 ○広報訓練	41機関 (約500人)
第11回 (H1. 11. 24)	同上	同上	同上 (46地点)	○医療対策(ヨウ素剤の搬送)訓練 ○災害警備対策訓練 ○ポケット線量計の携帯 ○広報訓練	41機関 (約500人)

[第12回(平成2年度)～第17回(平成7年度)]

年次	内容	訓練体制	通報訓練	モニタリング等(観測地点数)	その他	参加機関(人員)
第12回 (H2.10.19)	<ul style="list-style-type: none"> ○県・市町災害対策本部設置 ○緊急医療本部設置 		<ul style="list-style-type: none"> ○異常事象の通報 ○諸対策指示の連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定地点における測定 ○モニタリングポストの監視 ○海上モニタリング実施など (49地点) 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療対策(ヨウ素剤の搬送)訓練 ○災害警備対策訓練 ○ポケット線量計の携帯 ○広報訓練 ○防護服の携帯 	41機関 (約550人)
第13回 (H3.11.15)	<ul style="list-style-type: none"> ○県災害対策本部、現地本部設置 ○市町災害対策本部設置 ○緊急医療本部設置 ○災害警備本部設置 	同上	同上	同上 (51地点)	<ul style="list-style-type: none"> ○医療対策(ヨウ素剤の搬送)訓練 ○情報伝達訓練 ○広報訓練 ○防災資機材搬送訓練 	41機関 (約600人)
第14回 (H4.11.18)	同上	同上	同上	同上 (48地点)	<ul style="list-style-type: none"> ○医療対策訓練 ○情報伝達訓練 ○広報訓練 ○防災資機材搬送訓練 ○周辺市町の区長等による訓練視察 ○周辺市町の区長等に対する防災講習会 	41機関 (約690人)
第15回 (H5.11.16)	同上	同上	同上	同上 (48地点)	<ul style="list-style-type: none"> ○玄海町住民(73名)による避難訓練 ○医療対策訓練(スクリーニングの実施) ○情報伝達訓練 ○広報訓練 ○防災資機材搬送訓練 ○周辺市町の区長等による訓練視察 ○避難住民、周辺市町の区長等に対する防災講習会 	41機関 (約750人)
第16回 (H6.10.31)	同上	同上	同上	同上 (48地点)	<ul style="list-style-type: none"> ○玄海町住民(66名)による避難訓練 ○医療対策訓練(スクリーニングの実施) ○情報伝達訓練 ○広報訓練 ○防災資機材搬送訓練 ○避難住民に対する防災講習会 	41機関 (約750人)
第17回 (H7.11.22)	同上	同上	同上	同上 (50地点)	<ul style="list-style-type: none"> ○発電所周辺1市4町による避難訓練(計146名) ○医療対策訓練(スクリーニングの実施) ○情報伝達訓練 ○広報訓練 ○防災資機材搬送訓練 ○避難住民に対する防災講習会 	39機関 (約850人)

[第18回(平成8年度)～第21回(平成11年度)]

年次	内容	訓練体制	通報訓練	モニタリング等(観測地点数)	その他	参加機関(人員)
第18回 (H8.11.19)	<ul style="list-style-type: none"> ○県災害対策本部、現地本部設置 ○市町災害対策本部設置 ○緊急医療本部設置 ○災害警備本部設置 	同上	<ul style="list-style-type: none"> ○異常事象の通報 ○諸対策指示の連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定地点における測定 ○モニタリングポストの監視 ○海上モニタリング実施など(50地点) 	<ul style="list-style-type: none"> ○発電所周辺1市4町による屋内退避訓練(計1,610名) ○医療対策訓練(スクリーニングの実施) ○情報伝達訓練 ○広報訓練 ○防災資機材搬送訓練 ○避難住民に対する防災講習会 	31機関 (約2,300人)
第19回 (H9.11.26)	同上	同上	同上	同上(50地点)	<ul style="list-style-type: none"> ○発電所周辺1市4町による避難訓練(計164名) *避難先：唐津市文化体育館、国民宿舎いろは島、船舶による沖合退避 ○医療対策訓練(スクリーニングの実施) ○情報伝達訓練 ○広報訓練 ○防災資機材搬送訓練 ○避難住民に対するヨウ素剤講習会 	31機関 (約760人)
第20回 (H10.11.6)	同上	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> ○指定地点における測定 ○モニタリングポストの監視 ○海上モニタリング実施 ○緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの運用(78地点) 	<ul style="list-style-type: none"> ○発電所周辺1市4町による屋内退避訓練(計1,815名) ○医療対策訓練(スクリーニングの実施) ○情報伝達訓練(デジタルカメラによる映像伝送) ○広報訓練(ヘリによる広報) ○防災資機材搬送訓練 ○屋内退避者に対する防災講習会 	31機関 (約2,500人)
第21回 (H12.2.10)	同上	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> ○指定地点における測定 ○モニタリングポストの監視 ○海上モニタリング実施 ○農水産物・水のサンプリング ○中性子線サーベイメータによるモニタリング ○緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの運用(86地点) 	<ul style="list-style-type: none"> ○発電所周辺1市4町による避難訓練(計207名) *避難先：唐津市文化体育館 *体の不自由な人の避難 ○発電所から半径10km圏内の全小・中・高校による屋内退避訓練(1市4町 計4,513名) ○聴覚障害者に対する広報 ○汚染者の救急搬送訓練 ○医療対策訓練 *放射線医学総合研究所から医療班の派遣 *避難住民へのスクリーニング *避難住民に対する安定ヨウ素剤講習会 ○避難所への県備蓄物資搬送(生活必需品、食糧) ○農水産物の収穫等見合せ要請、取水停止要請 ○交通規制訓練(主要交差点13箇所) ○県現地本部会議への市町村職員及び九州電力職員の参加 	57機関 (約5,860人)

[第22回(平成12年度)～第23回(平成13年度)]

年次	内容	訓練体制	通報訓練	モニタリング等(観測地点数)	その他	参加機関(人員)
第22回 (H12.11.27)	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力災害合同対策協議会設置 * 暫定オフサイトセンター ○県災害対策本部、現地本部設置 ○市町災害対策本部設置 ○緊急医療本部設置 ○災害警備本部設置 		<ul style="list-style-type: none"> ○原子力災害対策特別措置法等に基づく、原子力事業者、原子力防災専門官及び安全規制担当省庁等からの通報 ○諸対策指示の連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定地点における測定 ○モニタリングポストの監視 ○海上モニタリング実施 ○陸上自衛隊ヘリコプターによる空中モニタリング実施 ○農水産物・水のサンプリング ○中性子線サーベイメータによるモニタリング ○緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの運用(52地点) 	<ul style="list-style-type: none"> ○現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会の開催による国、県、市町等の連携訓練 ○発電所周辺1市4町住民及び発電所から半径10km圏内の全小・中・高校、福祉施設、医療機関における屋内退避訓練(計7,316名) ○広報訓練 * 聴覚障害者に対する広報 * 機能班(広報班)によるプレス発表 ○救急搬送訓練 ○医療対策訓練 ○農水産物の収穫等見合せ要請、取水停止要請 ○交通規制訓練 	66機関 (約8,440人)
第23回 (H13.11.26)	同上		<ul style="list-style-type: none"> ○原子力災害対策特別措置法等に基づく、原子力事業者、原子力防災専門官及び安全規制担当省庁等からの通報 ○諸対策指示の連絡 ○原子力災害時の相互応援に関する協定に基づく応援準備要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定地点・ルートにおける測定 ○モニタリングポストの監視 ○海上モニタリング実施 ○陸上自衛隊ヘリコプターによる空中モニタリング実施 ○農水産物・水のサンプリング ○緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの運用(107地点、24区間) 	<ul style="list-style-type: none"> ○現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会の開催による国、県、市町等の連携訓練 ○発電所周辺1市4町による避難訓練(計217名) * 避難先：唐津市都市コミュニティセンター 唐津市文化体育館 * 体の不自由な人の避難(嚔たきり、車椅子) * 避難所での災害時要援護者対応(手話通訳者配置) ○発電所から半径10km圏内の全小・中・高校、福祉施設、医療機関における屋内退避訓練(1市4町 計6,908名) ○広報訓練 * 聴覚障害者に対する広報 * 機能班(広報班)によるプレス発表 ○救急搬送訓練 ○医療対策訓練 * 避難住民(体の不自由な住民含む)に対するスクリーニング * 避難住民に対する安定ヨウ素剤講習 ○農水産物の収穫等見合せ要請、取水停止要請 ○交通規制訓練 	55機関 (約8,200人)

[第24回(平成14年度)～第25回(平成15年度)]

年次	内容	訓練体制	通報訓練	モニタリング等(観測地点数)	その他	参加機関(人員)
第24回 (H14.11.25)	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力災害合同対策協議会設置 *オフサイトセンター ○県災害対策本部、現地本部設置 ○市町災害対策本部設置 ○緊急医療本部設置 ○災害警備本部設置 		<ul style="list-style-type: none"> ○原子力災害対策特別措置法等に基づく、原子力事業者、原子力防災専門官及び安全規制担当省庁等からの通報 ○諸対策指示の連絡 ○原子力災害時の相互応援に関する協定に基づく応援準備要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定地点における測定 ○モニタリングポストの監視 ○海上モニタリング実施 ○陸上自衛隊ヘリコプターによる空中モニタリング実施 ○農水産物・飲料水のサンプリング ○緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの運用 (114地点) 	<ul style="list-style-type: none"> ○現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会の開催による国、県、市町等の連携訓練 ○発電所周辺1市4町による避難訓練(計88名) *避難先：唐津市都市コミュニティセンター 唐津市文化体育館 *避難所での災害時要援護者対応(手話通訳者配置) ○発電所から半径10km圏内の全小・中・高校、福祉施設、医療機関における屋内退避訓練(1市4町 計6,670名) ○広報訓練 *聴覚障害者に対する広報 *機能班(広報班)によるプレス発表 ○救急搬送訓練 ○医療対策訓練 *避難住民に対するスクリーニング *避難住民に対する安定ヨウ素剤講習 ○農水産物の収穫等見合せ要請、取水停止要請 ○交通規制訓練 	58機関 (約7,830人)
第25回 (H15.11.26)	同上	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> ○指定地点における測定 ○モニタリングポストの監視 ○陸上自衛隊ヘリコプターによる空中モニタリング実施 ○海上保安庁及び海上自衛隊の艦艇による海上モニタリング実施 ○農水産物・飲料水のサンプリング ○緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの運用 (120地点) 	<ul style="list-style-type: none"> ○現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会の開催による国、県、市町等の連携訓練 ○応援要請等訓練 *「原子力災害時の相互応援に関する協定」に基づく応援要員の派遣要請 ○救急搬送訓練 *ヘリによる負傷者搬送 ○医療対策訓練 *避難住民に対するスクリーニング *避難住民に対する安定ヨウ素剤講習 ○発電所周辺1市4町による避難訓練(計181名) *避難先：唐津市都市コミュニティセンター 唐津市文化体育館 *避難所での災害時要援護者対応(手話通訳者配置) ○発電所から半径10km圏内の小・中・高校、福祉施設、医療機関における屋内退避訓練(1市4町 計6,560名) ○交通規制訓練 ○広報訓練 *聴覚障害者に対する広報 *機能班(広報班)によるプレス発表 	86機関 (約9,400人)

[第26回(平成16年度)～第27回(平成17年度)]

内容 年次	訓練体制	通報訓練	モニタリング等(観測地点数)	その他	参加機関 (人員)
第26回 (H16.11.22)	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力災害合同対策協議会設置 * オフサイトセンター ○県災害対策本部、現地本部設置 ○市町災害対策本部設置 ○緊急医療本部設置 ○災害警備本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力災害対策特別措置法等に基づく、原子力事業者、原子力防災専門官及び安全規制担当省庁等からの通報 ○諸対策指示の連絡 ○原子力災害時の相互応援に関する協定に基づく応援準備要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定地点における測定 ○モニタリングポストの監視 ○海上保安庁船艇による海上モニタリング実施 ○陸上自衛隊ヘリコプターによる空中モニタリング実施 ○農水産物・飲料水のサンプリング ○緊急時迅速放射能影響予測ネットワーク(114地点) 	<ul style="list-style-type: none"> ○現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会の開催による国、県、市町等の連携訓練 ○発電所周辺1市4町による避難訓練(計109名) * 避難輸送車両内、避難所での事故状況等きめ細かな広報 ○避難所設置運営(唐津市都市コミュニケーションセンター、唐津市文化体育館) * 健康相談窓口設置 * 避難所での災害時要援護者対応(手話通訳者配置) * 災害伝言ダイヤルの開設 ○発電所から半径10km圏内の小・中・高校、福祉施設、医療機関における屋内退避訓練(計6,026名) ○広報訓練 * 聴覚障害者に対する広報 * 機能班(広報班)によるプレス発表 ○救急搬送訓練 ○医療対策訓練 * 避難住民に対するスクリーニング、安定ヨウ素剤講習 ○農水産物の収穫等見合せ要請、取水停止要請 ○交通規制訓練 	65機関 (約7,300人)
第27回 (H17.11.21)	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力災害合同対策協議会設置 * オフサイトセンター ○県災害対策本部、現地本部設置 ○市町災害対策本部設置 ○緊急医療本部設置 ○災害警備本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力災害対策特別措置法等に基づく、原子力事業者、原子力防災専門官及び安全規制担当省庁等からの通報 ○諸対策指示の連絡 ○原子力災害時の相互応援に関する協定に基づく応援準備要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定地点における測定 ○モニタリングポストの監視 ○海上自衛隊、海上保安庁船艇による海上モニタリング実施 ○陸上自衛隊ヘリコプターによる空中モニタリング実施 ○農水産物・飲料水のサンプリング ○緊急時迅速放射能影響予測ネットワーク(118地点) 	<ul style="list-style-type: none"> ○現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会の開催による国、県、市町等の連携訓練 ○玄海町、唐津市による避難訓練(計126名) * 陸上自衛隊車両による避難 * 避難輸送車両内、避難所での事故状況等きめ細かな広報 ○避難所設置運営(唐津市都市コミュニケーションセンター、唐津市文化体育館・分館) * 健康相談窓口設置 * 避難所での災害時要援護者対応(手話通訳者配置) * 韓国語通訳による住民広報活動 * 災害伝言ダイヤルの開設 ○発電所から半径10km圏内の小・中・高校、福祉施設、医療機関における屋内退避訓練(計6,180名) ○広報訓練 * 聴覚障害者に対する広報 * 機能班(広報班)によるプレス発表 ○救急搬送訓練 ○医療対策訓練 * 避難住民に対するスクリーニング、安定ヨウ素剤講習 ○農水産物の収穫等見合せ要請、取水停止要請 ○交通規制訓練 	60機関 (約7,400人)

[第28回(平成18年度)]

年次 内容	訓練体制	通報訓練	モニタリング等(観測地点数)	その他	参加機関 (人員)
<p>第28回 (H18.11.26)</p>	<p>○原子力災害合同対策協議会設置 *オオフサイトセンター ○県災害対策本部、現地本部設置 ○市町災害対策本部設置 ○緊急医療本部設置 ○災害警備本部設置</p>	<p>○原子力災害対策特別措置法等に基づく、原子力事業者、原子力防災専門官及び安全規制担当省庁等からの通報 ○諸対策指示の連絡 ○原子力災害時の相互応援に関する協定に基づく応援準備要請</p>	<p>○指定地点における測定 ○モニタリングポストの監視 ○海上自衛隊、海上保安庁船舶による海上モニタリング実施 ○農水産物・飲料水のサンプリング ○緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの運用 (120地点)</p>	<p>○現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会の開催による国、県、市町等の連携訓練 ○玄海町、唐津市による避難訓練(計269名) *陸上自衛隊車両による避難 *避難輸送車両内、避難所での事故状況等きめ細かな広報 *養護老人ホーム入居者の避難 ○避難所設置運営訓練(唐津市文化体育館) *健康相談窓口設置 *避難所での災害時要援護者対応(手話通訳者配置) *韓国語通訳による住民広報活動 *災害伝言ダイヤルの開設 *「災害時における物資の調達に関する協定」に基づく、民間会社からの物資調達 ○発電所から半径10km圏内の小・中・高校、福祉施設、医療機関における屋内退避訓練(計5,238名) ○広報訓練 *聴覚障害者に対する広報 *機能班(広報班)によるプレス発表 ○救急搬送訓練 ○医療対策訓練 *避難住民に対するスクリーニング、安定ヨウ素剤講習 ○農水産物の収穫等見合せ要請、取水停止要請 ○交通規制訓練</p>	<p>64機関 (約7,000人)</p>

[第29回(平成19年度)]

内容 年次	訓練体制	通報訓練	モニタリング等(観測地点数)	その他	参加機関 (人員)
<p>第29回 (H19.11.25)</p>	<p>○原子力災害合同対策協議会設置 *オオフサイトセンター ○県災害対策本部、現地本部設置 ○市町災害対策本部設置 ○緊急医療本部設置 ○災害警備本部設置</p>	<p>○原子力災害対策特別措置法等に基づく、原子力事業者、原子力防災専門官及び安全規制担当省庁等からの通報 ○諸対策指示の連絡 ○原子力災害時の相互応援に関する協定に基づく応援準備要請</p>	<p>○指定地点における測定 ○モニタリングポストの監視 ○海上自衛隊、海上保安庁船艇による海上モニタリング実施 ○農水産物・飲料水のサンプリング ○緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの運用 (120地点)</p>	<p>○現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会の開催による国、県、市町等の連携訓練 ○玄海町、唐津市による避難訓練(計282名) *海自、海保船舶を利用した海上避難 *陸上自衛隊車両による避難 *避難輸送車両内、避難所での事故状況等きめ細かな広報 *災害時要援護者避難支援計画(唐津市)に基づく要援護者の避難訓練 *特別養護老人ホームを対象とする要援護者避難訓練 ○避難所設置運営訓練(唐津市文化体育館) *健康相談窓口設置 *避難所での災害時要援護者対応(手話通訳者配置) *英語通訳による住民広報活動 *災害伝言ダイヤルの開設 *「災害時における物資の調達に関する協定」に基づく、民間会社からの物資調達 ○発電所から半径10km圏内の小・中・高校、福祉施設、医療機関における屋内退避訓練(計5,790名) ○発電所における火災対応訓練 *専用回線等を使用した通報訓練 *自衛消防隊による初期消火訓練 *消防本部の化学消防車による消火訓練 ○広報訓練 *聴覚障害者に対する広報 *機能班(広報班)によるプレス発表 ○救急搬送訓練 ○医療対策訓練 *避難住民に対するスクリーニング、安定ヨウ素剤講習 ○農水産物の収穫等見合せ要請、取水停止要請 ○交通規制訓練</p>	<p>66機関 (約7,600人)</p>

[第30回(平成20年度)]

年次 内容	訓練体制	通報訓練	モニタリング等(観測地点数)	その他	参加機関 (人員)
<p>第30回 (H20.11.19) (H20.11.20)</p>	<p>○原子力災害合同対策協議会設置 *オフサイトセンター ○県災害対策本部、現地本部設置 ○市町災害対策本部設置 ○緊急医療本部設置 ○災害警備本部設置</p>	<p>○原子力災害対策特別措置法等に基づく、原子力事業者、原子力防災専門官及び安全規制担当省庁等からの通報 ○諸対策指示の連絡 ○原子力災害時の相互応援に関する協定に基づく応援準備要請</p>	<p>○指定地点における測定 ○モニタリングポストの監視 ○海上自衛隊、海上保安庁船舶による海上モニタリング実施 ○陸上自衛隊ヘリによる空中モニタリング実施 ○農水産物・飲料水のサンプリング ○緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(146地点)の運用</p>	<p>○現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会の開催による国、県、市町等の連携訓練 ○玄海町、唐津市による避難訓練(計264名) *海自、海保船舶を利用した海上避難 *陸自ヘリを利用した空中避難 *陸上自衛隊車両による避難 *避難輸送車両内、避難所での事故状況等きめ細かな広報 *災害時要援護者避難支援計画(唐津市)に基づく要援護者の避難訓練 *特別養護老人ホームを対象とする要援護者避難訓練(福祉避難所への避難、陸自救護車を利用した要援護者避難訓練) ○避難所設置運営訓練(唐津市文化体育館) *健康相談窓口設置 *避難所での災害時要援護者対応(手話通訳者配置) *英語通訳による住民広報活動 *災害伝言ダイヤルの開設 *「災害時における物資の調達に関する協定」に基づく、民間会社からの物資調達 ○発電所から半径10km圏内の小・中・高校、福祉施設、医療機関における屋内退避訓練(計4,631名) ○発電所における火災対応訓練 *専用回線等を使用した通報訓練 *自衛消防隊による初期消火訓練 *消防本部の化学消防車による消火訓練 ○広報訓練 *知事等による模擬記者会見 *聴覚障害者に対する広報 *機能班(広報班)によるプレス発表 ○救急搬送訓練 ○医療対策訓練 *避難住民に対するスクリーニング、安定ヨウ素剤講習 ○農水産物の収穫等見合せ要請、取水停止要請 ○交通規制訓練</p>	<p>62機関 (約6,500人)</p>

[第31回(平成21年度)]

内容 年次	訓練体制	通報訓練	モニタリング等(観測地点数)	その他	参加機関 (人員)
<p>第31回 (H21.10.23) (H21.10.24)</p>	<p>○原子力災害合同対策協議会設置 *オフサイトセンター ○県災害対策本部、現地本部設置 ○市町災害対策本部設置 ○緊急医療本部設置 ○災害警備本部設置</p>	<p>○原子力災害対策特別措置法等に基づく、原子力事業者、原子力防災専門官及び安全規制担当省庁等からの通報 ○諸対策指示の連絡 ○原子力災害時の相互応援に関する協定に基づく応援準備要請</p>	<p>○指定地点における測定 ○モニタリングポストの監視 ○海上自衛隊、海上保安庁船艇による海上モニタリング実施 ○陸上自衛隊ヘリによる空中モニタリング実施 ○農水産物・飲料水のサンプリング ○緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの運用 (146地点)</p>	<p>○現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会の開催による国、県、市町等の連携訓練 ○玄海町、唐津市による避難訓練(計264名) *海保船舶を利用した海上避難 *陸上ヘリを利用した空中避難 *海保ヘリを利用した釣り客等の救助 *陸上自衛隊車両による避難 *避難輸送車両内、避難所での事故状況等きめ細かな広報 *災害時要援護者避難支援計画(唐津市)に基づく要援護者の避難訓練 *特別養護老人ホームを対象とする要援護者避難訓練(福祉避難所への避難) ○避難所設置運営訓練(唐津市文化体育館、都市コミュニティセンター体育館) *健康相談窓口設置(唐津市文化体育館) *避難所での災害時要援護者対応(手話通訳者配置) *英語通訳による住民広報活動 *災害伝言ダイヤルの開設 *「災害時における物資の調達に関する協定」に基づく、民間会社からの物資調達 ○発電所から半径10km圏内の小・中・高校、福祉施設、医療機関における屋内退避訓練(計4,502名) ○発電所における火災対応訓練 *専用回線等を使用した通報訓練 *自衛消防隊による初期消火訓練 *消防本部の化学消防車による消火訓練 ○広報訓練 *知事等による模擬記者会見 *聴覚障害者に対する広報 *機能班(広報班)によるプレス発表 ○救急搬送訓練 ○医療対策訓練 *避難住民に対するスクリーニング、安定ヨウ素剤講習 ○交通規制訓練</p>	<p>63機関 (約6,200人)</p>

[第32回(平成22年度)]

年次 内容	訓練体制	通報訓練	モニタリング等(観測地点数)	その他	参加機関 (人員)
<p>第32回 (H22.10.23)</p>	<p>○原子力災害合同対策協議会設置 *オオフサイトセンター ○県災害対策本部、現地本部設置 ○市町災害対策本部設置 ○緊急医療本部設置 ○災害警備本部設置</p>	<p>○原子力災害対策特別措置法等に基づく、原子力事業者、原子力防災専門官及び安全規制担当省庁等からの通報 ○諸対策指示の連絡 ○原子力災害時の相互応援に関する協定に基づく応援準備要請</p>	<p>○指定地点における測定 ○モニタリングポストの監視 ○海上自衛隊、海上保安庁船艇による海上モニタリング実施 ○陸上自衛隊ヘリによる空中モニタリング実施 ○農水産物・飲料水のサンプリング ○緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの運用 (146地点)</p>	<p>○現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会の開催による国、県、市町等の連携訓練 ○玄海町、唐津市による避難訓練(計287名) *海保船舶を利用した海上避難 *陸上ヘリを利用した空中避難 *陸上自衛隊車両による避難 *災害時要援護者避難支援計画に基づく災害時要援護者避難訓練 *福祉施設入所者の福祉施設(特別養護老人ホーム)間での避難訓練 *重篤者の福祉避難所から病院への搬送訓練 ○観光施設(玄海エネルギーパーク)の観光客避難訓練 ○避難所設置運営訓練(唐津市文化体育館、都市コミュニティセンター) *健康相談窓口設置(唐津市文化体育館) *避難所での災害時要援護者対応(手話通訳者配置、災害時要援護者支援対応) *英語通訳による住民広報活動 *災害伝言ダイヤルの開設 *「災害時における物資の調達に関する協定」に基づく、民間会社からの物資調達 *AED講習 *原子力防災研修 ○発電所から半径10km圏内の小・中・高校、福祉施設、医療機関における屋内退避訓練(計5,260名) ○発電所における火災対応訓練 *専用回線等を使用した通報訓練 *自衛消防隊による初期消火訓練 *消防本部の化学消防車による消火訓練 *防護服を着用した放射線危険区域での鎮火確認訓練 ○広報訓練 *聴覚障害者に対する広報 *機能班(広報班)によるプレス発表 ○緊急搬送訓練 ○医療対策訓練 *避難住民に対するスクリーニング、安定ヨウ素剤講習 ○交通規制訓練</p>	<p>71機関 (約7,600人)</p>

[第33回(平成23年度)]

内容 年次	訓練体制	通報訓練	モニタリング等	その他	参加機関 (人員)
<p>○県災害対策本部 ○市町災害対策本部設置 ○緊急医療本部設置 ○災害警備本部設置</p> <p>福島第1原子力発電所の事故の 教訓を踏まえ、県で策定した佐賀 県暫定行動計画に基づき、20キロ 圏内の住民を30キロ圏外へ避難さ せるなど実動訓練を主体として実 施した。</p>	<p>○原子力災害対策特別 措置法等に基づく、原 子力事業者、原子力防 災専門官からの通報 ○諸対策指示の連絡 ○原子力災害時の相互 応援に関する協定に基 づく応援準備要請</p>	<p>○指定地点における測定 ○モニタリングポストの監視 ○海上保安庁船艇による海上モニタ リング実施 ○陸上自衛隊ヘリによる空中モニタ リング実施 ○農水産物・飲料水のサンプリング ○緊急時迅速放射能影響予測ネット ワークシステムの運用</p>	<p>○緊急時通報連絡・情報伝達訓練 ○市町、関係機関との通報連絡による連携の確認 ○玄海町、唐津市、伊万里市による避難訓練(計2,025名) *海保船舶を利用した海上避難 *陸上ヘリを利用した空中避難 *陸上自衛隊車両による避難 *災害時要援護者避難支援計画に基づく災害時要援護者避難 *玄海町の全小中学校の児童・生徒の避難 *福祉施設入所者(養護老人ホーム)の入所者の避難 ○避難所設置運営訓練(小城公民館、桜岡小学校、川上小学 校、北方スポーツセンター) *健康相談窓口設置 *避難所での災害時要援護者対応(手話通訳者配置、災害時 要援護者支援対応) *英語通訳による住民広報活動 *災害伝言ダイヤルの開設 *「災害時における物資の調達に関する協定」に基づく、民 間会社からの物資調達 *原子力防災研修 ○発電所から半径30km圏内の小・中・高校、福祉施設、 医療機関における屋内退避訓練(計28,910名) ○発電所における緊急時対策訓練 *全交流電源喪失時の冷却機能回復訓練 *仮設ポンプによる追加冷却訓練 *アニュラス排気設備による排気操作訓練 *海水・土壌モニタリング訓練 *火災対応訓練 *特殊車両(電源車)の緊急輸送訓練 ○広報訓練 *防災行政無線等を活用した住民に対する広報 *聴覚障害者に対する広報 ○救急搬送訓練 ○医療対策訓練 *救護所(産業技術学院、小中一貫校北山校、杵藤クリーン センター)活動訓練 *避難所におけるスクリーニング *二次被災者医療機関における被災者への処置等の訓練 ○交通規制訓練</p>	<p>80機関 (約32,000人)</p>	
<p>第33回 (H23.11.20)</p>					

[第34回(平成24年度)]

内容 年次	訓練体制	通報訓練	モニタリング等	その他	参加機関 (人員)
<p>第34回 (H24.10.28)</p>	<p>○県災害対策本部 ○市町災害対策本部設置 ○緊急時モニタリング本部設置 ○緊急医療本部設置</p> <p>県地域防災計画等に基づき、20キロ圏内の住民を30キロ圏外へ避難させるなど実動訓練を主体として実施。</p>	<p>○原子力災害対策特別措置法等に基づく、原子力事業者、原子力防災専門官からの通報</p> <p>○諸対策指示の連絡</p> <p>○原子力災害時の相互応援に関する協定に基づく応援準備要請</p>	<p>○指定地点における測定</p> <p>○固定型・可搬型モニタリングポストによる県内全域の放射線測定</p> <p>○農水産物・飲料水のサンプリング</p> <p>○緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの運用</p>	<p>○緊急時通報連絡・情報伝達訓練</p> <p>*市町、関係機関との通報連絡による連携の確認</p> <p>*福岡県、長崎県と連携した連携した相互の情報交換</p> <p>○玄海町、唐津市、伊万里市による避難訓練(計1,576名)</p> <p>*海保船舶を利用した海上避難(海上移乗)</p> <p>*陸上自衛隊車両による避難</p> <p>*災害時要援護者避難支援計画に基づく災害時要援護者避難</p> <p>*保育所・小中学校の園児・児童・生徒の避難</p> <p>*福祉施設入所者(特別養護老人ホーム)の入所者の避難</p> <p>○避難所設置運営訓練(桜岡小学校、北部小学校、鍋島小学校、北方小学校)</p> <p>*健康相談窓口設置</p> <p>*避難所での災害時要援護者対応(手話通訳者配置、災害時要援護者支援対応)</p> <p>*災害伝言ダイヤルの開設</p> <p>*「災害時における物資の調達に関する協定」に基づく、民間会社からの物資調達</p> <p>*原子力防災研修</p> <p>○発電所から半径30km圏内の小・中・高校、福祉施設、医療機関における屋内退避訓練(計29,095名)</p> <p>○発電所における緊急時対策訓練</p> <p>*全交流電源喪失時の冷却機能回復訓練</p> <p>*仮設ポンプによる追加冷却訓練</p> <p>*アニュラス排気設備による排気操作訓練</p> <p>*海水・土壌モニタリング訓練</p> <p>*発電所敷地内におけるモニタリング訓練</p> <p>*火災対応訓練</p> <p>○広報訓練</p> <p>*防災行政無線等を活用した住民に対する広報</p> <p>○緊急被ばく医療訓練</p> <p>*救護所(産業技術学院、鍋島小学校、北方小学校)活動訓練</p> <p>*救護所におけるスクリーニング及び問診</p> <p>*二次被ばく医療機関における被ばく者の処置等の訓練</p> <p>○住民除染訓練</p> <p>○交通規制訓練</p>	<p>84機関 (約32,000人)</p>

[第35回(平成25年度)]

内容 年次	訓練体制	通報訓練	モニタリング等	その他	参加機関 (人員)
<p>第35回 (H25.11.30)</p>	<p>○県災害対策本部 ○市町災害対策本部設置 ○緊急時モニタリング本部設置 ○緊急医療本部設置 県地域防災計画等に基づき、PAZ(5キロ圏)及びUPZ(5~30キロ圏)特定地域の住民を30キロ圏外へ避難させるなど実動訓練を主体として実施。</p>	<p>○原子力災害対策特別措置法等に基づく、原子力事業者、原子力防災専門官からの通報 ○諸対策指示の連絡 ○原子力災害時の相互応援に関する協定に基づく応援準備要請</p>	<p>○指定地点における測定 ○固定型・可搬型モニタリングポストによる県内全域の放射線測定 ○農水産物・飲料水のサンプリング ○緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの運用</p>	<p>○緊急時通報連絡・情報伝達訓練 *市町、関係機関との通報連絡による連携の確認 *福岡県、長崎県と連携した連携した相互の情報交換 ○玄海町、唐津市、伊万里市による避難訓練(計1,184名) *EAL及び0ILによるPAZ及びUPZ特定地域住民の避難 *災害時要援護者避難支援計画に基づく災害時要援護者避難 *保育所・小中学校の園児・児童・生徒の避難 *福祉施設入所者(特別養護老人ホーム)の入所者の避難 *離島及び唐津市浜玉町からの福岡県(陸路・海路)及び長崎県(海路)を経由した避難 ○避難所設置運営訓練(小城公民館、桜岡小学校、白石中学校、高志館高校、嬉野市中央公民館) *健康相談窓口設置 *災害伝言ダイヤルの開設 *「災害時における物資の調達に関する協定」に基づく物資搬送 *原子力防災研修 *災害時要援護者に配慮した避難所の設置運営(高志館高校)多機能トイレ等が整備された県立学校の活用、手話通訳者配置、タブレット端末による遠隔手話通訳、段ボールベッド設置等 ○発電所から半径30km圏内の小・中・高校、福祉施設、医療機関における屋内退避訓練(計37,724名) *放射性物質放出時において、PAZ内で屋内退避を実施している福祉施設への自衛隊による備蓄食料等の緊急輸送 ○発電所における緊急時対策訓練 *全交流電源喪失時の電源復旧訓練 *常設電動注入ポンプ及び移動式大容量ポンプ車による訓練 *復水ピット等への補給訓練 *アニュラス排気設備による排気操作訓練 *海水・陸上モニタリング訓練 *火災対応訓練 ○広報訓練 *緊急速報メール(エリアメール)及び防災行政無線等を活用した住民に対する広報 ○緊急被ばく医療対策訓練 *救護所(産業技術学院、白石中学校、嬉野市中央公民館)活動訓練 *救護所におけるスクリーニング、簡易除染及び問診 *二次被ばく医療機関における被ばく者の処置等の訓練 ○警備対策及び交通規制訓練</p>	<p>84機関 (約40,300人)</p>

[第36回(平成26年度)]

年次 内容	訓練体制	通報訓練	モニタリング等	その他	参加機関 (人員)
<p>第36回 (H27.1.24)</p>	<p>○県災害対策本部 ○市町災害対策本部設置 ○緊急時モニタリング本部設置 ○緊急医療本部設置 県地域防災計画等に基づき、PAZ(5キロ圏)及びUPZ(5~30キロ圏)特定地域の住民を30キロ圏外へ避難させるなど実動訓練を主体として実施。</p>	<p>○原子力災害対策特別措置法等に基づく、原子力事業者、原子力防災専門官からの通報 ○諸対策指示の連絡 ○原子力災害時の相互応援に関する協定に基づく応援準備要請</p>	<p>○指定地点における測定 ○固定型・可搬型モニタリングポストによる県内全域の放射線測定 ○農水産物・飲料水のサンプリング</p>	<p>○緊急時通報ネットワーク・情報伝達訓練 *市町、関係機関との通報ネットワークによる連携の確認 *福岡県、長崎県と連携した連携した相互の情報交換 ○玄海町、唐津市、伊万里市による避難訓練(計1,026名) *EAL及びOILによるPAZ及びUPZ特定地域住民の避難 *災害時要援護者避難支援計画に基づく災害時要援護者避難 *保育所・小中学校の園児・児童・生徒の避難 *福祉施設入所者(特別養護老人ホーム)の入所者の避難 *医療機関の入院患者の避難 *唐津市浜玉町からの福岡県(陸路)を経由した避難 ○避難所設置運営訓練(小城公民館、桜岡小学校、江北町老人福祉センター、吉野ヶ里町農村環境改善センター、鹿島実業高校) *健康相談窓口設置 *災害伝言ダイヤルの開設 *「災害時における物資の調達に関する協定」に基づく物資搬送 *原子力防災研修 *災害時要援護者に配慮した避難所の設置運営(鹿島実業高校) *多機能トイレ等が整備された県立学校の活用、手話通訳者配置、タブレット端末による遠隔手話通訳、段ボールベッド設置等 ○発電所から半径30km圏内の小・中・高校、福祉施設、医療機関における屋内退避訓練(計38,348名) ○発電所における緊急時対策訓練 *全交流電源喪失時の電源復旧訓練 *常設電動注入ポンプ及び移動式大容量ポンプ車による訓練 *復水ピット等への補給訓練 *アニュラス排気設備による排気操作訓練 *海水・陸土モニタリング訓練 *火災対応訓練 ○広報訓練 *緊急速報メール(エリアメール)及び防災行政無線等を活用した住民に対する広報 ○緊急被ばく医療対策訓練 *救護所(杵藤クリーンセンター)活動訓練 *救護所におけるスクリーニング、簡易除染及び問診 *二次被ばく医療機関における被ばく者の処置等の訓練 ○警備対策及び交通規制訓練</p>	<p>77機関 (約40,630人)</p>

[第37回(平成27年度)]

内容 年次	訓練体制	通報訓練	モニタリング等	その他	参加機関 (人員)
<p>第37回 (H27.11.28)</p>	<p>○県災害対策本部 ○市町災害対策本部設置 ○緊急時モニタリング本部設置 ○緊急医療本部設置 県地域防災計画等に基づき、PAZ(5キロ圏)及びUPZ(5~30キロ圏)特定地域の住民を30キロ圏外へ避難させるなど実動訓練を主体として実施。</p>	<p>○原子力災害対策特別措置法等に基づく、原子力事業者、原子力防災専門官からの通報 ○諸対策指示の連絡 ○原子力災害時の相互応援に関する協定に基づく応援準備要請</p>	<p>○指定地点における測定 ○固定型・可搬型モニタリングポスト トによる県内全域の放射線測定 ○農水産物・飲料水のサンプリング ○モニタリング情報共有システムによるモニタリング結果の共有</p>	<p>○緊急時通報連絡・情報伝達訓練 *市町、関係機関との通報連絡による連携の確認 *福岡県、長崎県と連携した連携した相互の情報交換 ○玄海町、唐津市、伊万里市による避難訓練(計1,167名) *EAL及びOILによるPAZ及びUPZ特定地域住民の避難 *災害時要援護者避難支援計画に基づく災害時要援護者避難 *船舶を利用した海上避難 *陸上自衛隊車両及びヘリによる避難 *保育所・小中学校の園児・児童・生徒の避難 *福祉施設入所者(特別養護老人ホーム等)の入所者の避難 *医療機関の入院患者の避難 ○避難所設置運営訓練(小城公民館、桜岡小学校、佐賀工業高校、基山町保健センター、旧北部小学校、有田中部小学校) *健康相談窓口設置 *災害伝言ダイヤルの開設 *「災害時における物資の調達に関する協定」に基づく物資搬送 *原子力防災研修 ○発電所から半径30km圏内の小・中・高校、福祉施設、医療機関における屋内退避訓練(計28,541名) *放射性物質放出時において、PAZないで屋内退避を実施している福祉施設への自衛隊による備蓄食料等の緊急輸送 ○発電所における緊急時対策訓練 *全交流電源喪失時の電源復旧訓練 *可搬型ディーゼル注入ポンプ車による訓練 *水源確保訓練 *海水・陸上モニタリング訓練 *火災対応訓練 ○広報訓練 *緊急速報メール(エリアメール)及び防災行政無線等を活用した住民に対する広報 ○緊急被ばく医療対策訓練 *救護所(小中一貫校北山校)活動訓練 *救護所における避難地域時検査、簡易除染及び問診 *二次被ばく医療機関における被ばく者の処置等の訓練 *ゲート型モニタによる避難車両の汚染検査 *長崎県の高度被ばく医療支援センターへの搬送 ○警備対策及び交通規制訓練</p>	<p>88機関 (約31,130人)</p>

[第38回(平成28年度)]

内容 年次	訓練体制	通報訓練	モニタリング等	その他	参加機関 (人員)
<p>第38回 (H28.10.10)</p>	<p>○県災害対策本部 ○市町災害対策本部設置 ○緊急時モニタリング本部設置 ○緊急医療本部設置 県地域防災計画等に基づき、PAZ(5キロ圏)及びUPZ(5~30キロ圏)特定地域の住民を30キロ圏外へ避難させるなど実動訓練を主体として実施。</p>	<p>○原子力災害対策特別措置法等に基づく、原子力事業者、原子力防災専門官からの通報 ○諸対策指示の連絡 ○原子力災害時の相互応援に関する協定に基づく応援準備要請</p>	<p>○指定地点における測定 ○固定型・可搬型モニタリングポスト及び簡易電子線量計による県内全域の放射線測定 ○農水産物・飲料水のサンプリング ○モニタリング情報共有システムによるモニタリング結果の共有</p>	<p>○緊急時通報連絡・情報伝達訓練 *市町、関係機関との通報連絡による連携の確認 *福岡県、長崎県と連携した連携した相互の情報交換 ○玄海町、唐津市、伊万里市による避難訓練(計745名) *EAL及びOILによるPAZ及びUPZ特定地域住民の避難 *災害時要援護者避難支援計画に基づく災害時要援護者避難 *陸上自衛隊車両及びヘリによる避難 *小中学校の児童・生徒の保護者への引渡し及び避難 *福祉施設入所者(特別養護老人ホーム等)の入所者の避難 *地震により予定していた避難経路が使用できない場合に避難経路を変更する訓練 ○避難所設置運営訓練(ゆめぶらっと小・中・小一貫校芙蓉校、若葉小学校、有明西小学校、太良高等学校) *健康相談窓口設置 *災害伝言ダイヤルの開設 *「災害時における物資の調達に関する協定」に基づく物資搬送 *原子力防災研修及びHUGの実施 ○発電所から半径30km圏内の小・中・高校、福祉施設、医療機関における屋内退避訓練(計20,080名) *放射性物質放出時において、PAZ内で屋内退避を実施している福祉施設への自衛隊による備蓄食料等の緊急輸送 *地震により自宅が損壊した場合の近隣避難所への退避訓練 ○発電所における緊急時対策訓練 *全交流電源喪失時の電源復旧訓練 *可搬型ディーゼル注入ポンプ車による訓練 *水源確保訓練 *海水・陸上モニタリング訓練 *火災対応訓練 ○広報訓練 *緊急速報メール(エリアメール)及び防災行政無線等を活用した住民に対する広報 ○原子力災害医療対策訓練 *避難退域時検査所(杆線クリーンセンター)活動訓練 *二次被ばく医療機関における被ばく者の処置等の訓練 *ゲート型モニタによる避難車両の汚染検査 *安定ヨウ素剤の緊急時配布訓練 *長崎県の高度被ばく医療支援センターへの搬送 ○警備対策及び交通規制訓練</p>	<p>73機関 (22,226人)</p>

[第39回(平成29年度)]

内容 年次	訓練体制	通報訓練	モニタリング等	その他	参加機関 (人員)
<p>第39回 (H29.9.3-4)</p> <p>国の原子力 総合防災訓 練との合同</p>	<p>○県災害対策本部設置 ○県現地災害対策本部設置 ○オオフサイトセンター機能班要員 派遣 ○市町災害対策本部設置 ○緊急時モニタリング本部設置 ○緊急医療本部設置</p> <p>県地域防災計画等に基づき、PAZ(5キロ圏)及びUPZ(5~30キロ圏)特定地域の住民を30キロ圏外へ避難させるなど実動訓練を主体として実施。</p>	<p>○原子力災害対策特別措置法等に基づく、原子力事業者、原子力防災専門官からの通報 ○諸対策指示の連絡 ○原子力災害時の相互応援に関する協定に基づく応援準備要請</p>	<p>○指定地点における測定 ○固定型・可搬型モニタリングポスト及び電子線量計による県内全域の放射線測定 ○土壌・飲料水のサンプリング ○モニタリング情報共有システムによるモニタリング結果の共有</p>	<p>○災害対策本部等設置運営訓練 *本部会議等による意思決定 ○緊急事態応急拠点施設(DFC)運営訓練 *DFC要員による体制の構築 ○緊急時通報連絡・情報伝達訓練 *国、福岡県、長崎県、市町、関係機関との通報連絡による連携の確認 ○玄海町、唐津市、伊万里市による避難訓練(計854名) *EAL及びOILによるPAZ及びUPZ特定地域住民の避難 *災害時要援護者避難支援計画に基づく避難行動要援者避難九州電力と協力した在宅の避難行動要援者避難 *船舶を利用した海上避難 *陸上自衛隊車両及びヘリによる避難 *小中学校・保育所の児童・生徒の保護者への引渡し及び避難 *福祉施設入所者(特別養護老人ホーム等)の入所者の避難 *複合災害を想定した避難経路変更等への対応 ○避難所設置運営訓練(ドウイング三日月、江北町交流センターナープル、みやき町中原庁舎、武雄市東川登公民館) *健康相談窓口設置 *災害伝言ダイヤルの開設 *「災害時における物資の調達に関する協定」に基づく物資搬送 *原子力防災研修及びHUGの実施 ○発電所から半径30km圏内の小・中・高校、福祉施設、医療機関における屋内退避訓練(計22,979名) *放射性物質放出時において、PAZ内で屋内退避を実施している福祉施設への自衛隊による備蓄食料等の緊急輸送 *地震により自宅が損壊した場合の近隣避難所への退避訓練 ○発電所における緊急時対策訓練 *対策本部運営訓練、*通報連絡訓練 *警備・避難誘導訓練 *事故収束訓練 *緊急時モニタリング実施訓練 ○広報訓練 *緊急速報メール(エリアメール)及び防災行政無線等を活用した住民に対する広報 ○原子力災害医療対策訓練 *避難地域時検査所(多久市陸上競技場)活動訓練 *二次被災者医療機関における被災者処置等の訓練 *ゲート型モニタリングによる避難車両の汚染検査 *安定ヨウ素剤の緊急時配布訓練(離島含む) ○警備対策及び交通規制訓練</p>	<p>152機関 (25,929人)</p>

[第40回(平成30年度)]

年次 内容	訓練体制	通報訓練	モニタリング等	その他	参加機関 (人員)
<p>第40回 (H31.2.2)</p>	<p>○県災害対策本部設置 ○市町災害対策本部設置 ○緊急時モニタリング本部設置</p> <p>県地域防災計画等に基づき、PAZ(5キロ圏)及びUPZ(5~30キロ圏)特定地域の住民を30キロ圏外へ避難させるなど実動訓練を主体として実施。</p>	<p>○原子力災害対策特別措置法等に基づく、原子力防衛専門官からの通報 ○諸対策指示の連絡 ○原子力災害時の相互応援に関する協定に基づく応援準備要請</p>	<p>○指定地点における測定 ○固定型・可搬型モニタリングポスト及び電子線量計による県内全域の放射線測定 ○土壌・飲料水のサンプリング ○モニタリング情報共有システムによるモニタリング結果の共有</p>	<p>○災害対策本部等設置運営訓練 *本部会議等による意思決定 ○緊急時通報連絡・情報伝達訓練 *国、福岡県、長崎県、市町、関係機関との通報連絡による連携の確認 ○玄海町、唐津市、伊万里市による避難訓練(計879名) *EAL及びOILによるPAZ及びUPZ特定地域住民の避難 *災害時要援護者避難支援計画に基づく避難行動要援護者避難九州電力と協力した在宅の避難行動要援護者避難 *船舶を利用した海上避難 *陸上自衛隊ヘリによる避難 *小中学校・保育所の児童・生徒の保護者への引渡し及び避難 *福祉施設入所者(特別養護老人ホーム等)の入所者の避難 *複合災害を想定した避難経路変更等への対応 ○避難所設置運営訓練(小城保健福祉センター桜葉館、ゆめぶらっと小城、福富社会体育館、上峰中学校、牛津高等学校、鹿島小学校) *健康相談窓口設置 *災害伝言ダイヤルの開設 *「災害時における物資の調達に関する協定」に基づく物資搬送 *原子力防災研修及びHUGの実施 ○発電所から半径30km圏内の小・中・高校、福祉施設、医療機関における屋内退避訓練(計38,716名) *放射性物質放出時において、PAZ内で屋内退避を実施している福祉施設への自衛隊による備蓄食料等の緊急輸送 *地震により自宅が損壊した場合の近隣避難所への退避訓練 ○発電所における緊急時対策訓練 *対策本部運営訓練 *通報連絡訓練 *警備・避難誘導訓練 *事故収束訓練 *海水・陸上モニタリング訓練 ○広報訓練 *緊急速報メール(エリアメール)及び防災行政無線等を活用した住民に対する広報 ○原子力災害医療対策訓練 *避難退域時検査訓練(旧北方庁舎職員駐車場) *被ばく傷病者等受入訓練 *安定ヨウ素剤配布訓練(雑島含む) ○警備対策及び交通規制訓練</p>	<p>75機関 (41,089人)</p>

[第41回(令和元年度)]

内容 年次	訓練体制	通報訓練	モニタリング等	その他	参加機関 (人員)
<p>第41回 (R1.11.30)</p>	<p>○県災害対策本部設置 ○市町災害対策本部設置 ○緊急時モニタリング本部設置 県地域防災計画等に基づき、PAZ(5キロ圏)及びUPZ(5~30キロ圏)特定地域の住民を30キロ圏外へ避難させするなど実動訓練を主体として実施。</p>	<p>○原子力災害対策特別措置法等に基づく、原子力事業者、原子力防災専門官からの通報 ○諸対策指示の連絡 ○原子力災害時の相互応援に関する協定に基づく応援準備要請</p>	<p>○指定地点における測定 ○固定型・可搬型モニタリングポスト及び電子線量計による県内全域の放射線測定 ○土壌・飲料水のサンプリング ○モニタリング情報共有システムによるモニタリング結果の共有</p>	<p>○災害対策本部等設置運営訓練 *本部会議等による意思決定 ○緊急時通報連絡・情報伝達訓練 *国、福岡県、長崎県、市町、関係機関との連携の確認 ○玄海町、唐津市、伊万里市によるPAZ及びUPZ特定地域住民の避難 *EAL及びOILによるPAZ及びUPZ特定地域住民の避難 *災害時要援護者避難支援計画に基づく避難行動要支援者避難九州電力と協力した在宅の避難行動要支援者避難 *船舶を利用した海上避難 *陸上自衛隊ヘリによる避難 *小中学校・保育所の児童・生徒の保護者への引渡し及び避難 *福祉施設入所者(特別養護老人ホーム等)の入所者の避難 *複合災害を想定した避難経路変更等への対応 ○避難所設置運営(小城中学校、江北町公民館、塩田小学校) *健康相談窓口設置 *災害伝言ダイヤルの開設 *「災害時における物資の調達に関する協定」に基づく物資搬送 *原子力防災研修及びHUGの実施 ○発電所から半径30km圏内の小・中・高校、福祉施設、医療機関における屋内退避訓練(計37,118名) *放射性物質放出時において、PAZ内で屋内退避を実施している福祉施設への自衛隊による備蓄食料等の緊急輸送 *地震により自宅が損壊した場合の近隣避難所への退避訓練 ○発電所における緊急時対策訓練 *対策本部運営訓練 *通報連絡訓練 *警備・避難誘導訓練 *事故収束訓練 *海水・陸上モニタリング訓練 *火災対応訓練 ○広報訓練 *緊急速報メール(エリアメール)の多言語化(日本語・英語)、8か国語の多言語情報メールの発信及び防災行政無線等を活用した住民に対する広報 ○原子力災害医療対策訓練 *避難退域時検査訓練(歴史と文化の森公園隣接駐車場、杵藤クリニック等)受入訓練(唐津赤十字病院、好生館) *安定ヨウ素剤配布訓練(雑島含む) ○公安対策訓練 *県警による交通規制等</p>	<p>74機関 (39,397人)</p>

[第42回(令和2年度)]

内容 年次	訓練体制	通報訓練	モニタリング等	その他	参加機関 (人員)
<p>第42回 (R2.11.7)</p>	<p>○県災害対策本部設置 ○市町災害対策本部設置 ○緊急時モニタリング本部設置 県地域防災計画等に基づき、PAZ(5キロ圏)及びUPZ(5~30キロ圏)特定地域の住民を30キロ圏外へ避難させるなど実動訓練を主体として実施。</p>	<p>○原子力災害対策特別措置法等に基づく、原子力防子力事業者、原子力防災専門官からの通報 ○諸対策指示の連絡 ○原子力災害時の相互応援に関する協定に基づく応援準備要請</p>	<p>○指定地点における測定 ○固定型・可搬型モニタリングポスト及び電子線量計による県内全域の放射線測定 ○大気浮遊じん・土壌・飲料水のサンプリング ○モニタリング情報共有システムによるモニタリング結果の共有</p>	<p>○災害対策本部等設置運営訓練 ○緊急時通報連絡・情報伝達訓練 *国、福岡県、長崎県、関係市町との間でTV会議の開催 ○玄海町、唐津市、伊万里市による避難訓練(計112名) *EAL及びOILに基づくPAZ及びUPZ特定地域住民の避難 *災害時要援護者避難支援計画に基づく避難行動要支援者避難九州電力の福祉車両による在宅避難行動要支援者の避難 *感染症患者(想定)の船舶による搬送 *小中学校・保育所の児童・生徒の保護者への引渡し *福祉施設入所者(特別養護老人ホーム等)の屋内退避 *一時集合場所、避難車両、避難所における感染症対策(検温、手指消毒など) ○避難所設置運営(小城高等学校、小城公民館情田支館、神埼市中央公民館、佐賀農業高等学校、有田町体育センター) *災害用伝言ダイヤルの開設 *「災害時における物資の調達に関する協定」に基づく物資搬送 ○原子力発電所から半径30km圏内の小・中・高校、福祉施設、医療機関における屋内退避訓練(計29,670名) *PAZ内で屋内退避を実施している福祉施設への自衛隊による物資の運送 ○原子力発電所における緊急時対策訓練 *対策本部運営訓練 *通報連絡訓練 *警備・避難誘導訓練 *事故収束訓練 *海水・土壌モニタリング訓練 *火災対応訓練 ○広報訓練 *緊急通報メール(エリアメール)の多言語化(日本語・英語) ○原子力災害医療対策訓練 *安定ヨウ素剤配布訓練(離島含む) ○公安対策訓練 *県警による交通規制等</p>	<p>62機関 (30,824人)</p>

[第43回(令和3年度)]

内容 年次	訓練体制	通報訓練	モニタリング等	その他	参加機関 (人員)
<p>○県災害対策本部設置 ○市町災害対策本部設置 ○緊急時モニタリング本部設置</p> <p>県地域防災計画等に基づき、PAZ(5キロ圏)及びUPZ(5~30キロ圏)特定地域の住民を30キロ圏外へ避難させるなど実動訓練を主体として実施。</p>	<p>○原子力災害対策特別措置法等に基づく、原子力事業者、原子力防災専門官からの通報</p> <p>○諸対策指示の連絡</p> <p>○原子力災害時の相互応援に関する協定に基づく応援準備要請</p>	<p>○指定地点における測定</p> <p>○固定型・可搬型モニタリングポスト及び電子線量計による県内全域の放射線測定</p> <p>○大気浮遊じん・土壌・飲料水のサンプリング</p> <p>○モニタリング情報共有システムによるモニタリング結果の共有</p>	<p>○災害対策本部等設置運営訓練</p> <p>○緊急時通報連絡・情報伝達訓練</p> <p>* 国、福岡県、長崎県、関係市町との間でTV会議の開催</p> <p>○玄海町、唐津市、伊万里市による避難訓練(計154名)</p> <p>* EAL及びOILに基づくPAZ及びUPZ特定地域住民の避難(一時集合場所への集合まで)</p> <p>* 避難車両(バス等)の運行による避難経路の確認等</p> <p>* 災害時要援護者避難支援計画に基づく避難行動要支援者避難九州電力の福祉車両による在宅避難行動要支援者の避難</p> <p>* ヘリによる離島住民搬送(県消防防災ヘリ、陸自、海保)</p> <p>* 船舶による離島住民搬送(海保、県旅客船協会、県水難救済会)</p> <p>* 小中学校・保育所の児童・生徒の保護者への引渡し</p> <p>* 福祉施設入所者(特別養護老人ホーム等)の屋内退避</p> <p>* 一時集合場所における感染症対策(検温、手指消毒など)</p> <p>○原子力発電所から半径30km圏内の小・中・高校、福祉施設、医療機関における屋内退避訓練(計35,255名)</p> <p>○原子力発電所における緊急時対策訓練</p> <p>* 対策本部運営訓練</p> <p>* 通報連絡訓練</p> <p>* 警備・避難誘導訓練</p> <p>* 事故収束訓練</p> <p>* 海水・土壌モニタリング訓練</p> <p>* 火災対応訓練</p> <p>○広報訓練</p> <p>* 緊急速報メール(エリアメール)の多言語化(日本語・英語)</p> <p>○原子力災害医療対策訓練</p> <p>* 避難退域時検査訓練(多久市陸上競技場)</p> <p>* 被ばく傷病者等受入訓練(傷病者受入を想定した情報伝達訓練)(唐津赤十字病院、好生館)</p> <p>* 安定ヨウ素剤配布訓練(離島含む)</p> <p>○公安対策訓練</p> <p>* 県警による交通規制、車両・ヘリによる避難誘導等</p>	<p>56機関 (36,425人)</p>	

第43回
(R4.2.26)

[第44回(令和4年度)]

内容 年次	訓練体制	通報訓練	モニタリング等	その他	参加機関 (人員)
<p>第44回 (R4.10.29)</p>	<p>○県災害対策本部設置 ○市町災害対策本部設置 ○緊急時モニタリング本部設置 県地域防災計画等に基づき、PAZ(5キロ圏)及びUPZ(5~30キロ圏)特定地域の住民を30キロ圏外へ避難させるなど実動訓練を主体として実施。</p>	<p>○原子力災害対策特別措置法等に基づく、原子力事業者、原子力防災専門官からの通報 ○諸対策指示の連絡 ○原子力災害時の相互応援に関する協定に基づく応援準備要請</p>	<p>○指定地点における測定 ○固定型・可搬型モニタリングポスト及び電子線量計による県内全域の放射線測定 ○大気浮遊じん・土壌・飲料水のサンプリング ○モニタリング情報共有システムによるモニタリング結果の共有</p>	<p>○災害対策本部等設置運営訓練 ○緊急時通報連絡・情報伝達訓練 *国、福岡県、長崎県、関係市町との間でTV会議の開催 ○玄海町、唐津市、伊万里市による避難訓練(計442名) *EAL及び0ILに基づくPAZ及びUPZ特定地域住民の避難(一時集合場所への集合までを含む) *避難車両(バス等)の運行による避難経路の確認等 *災害時要援護者避難支援計画に基づく避難行動要援護者避難(九州電力の福祉車両による在宅避難行動要援護者の避難) *へりによる離島住民搬送(県消防防災へり、陸自) *小中学校・保育所の児童・生徒の保護者への引渡し *福祉施設入所者(特別養護老人ホーム等)の避難及び屋内退避 *避難所等における感染症対策(検温、手指消毒など) *土砂災害を想定した避難ルートの変更への対応 *ペット同行者の避難所受入の対応 ○避難所設置運営(小城市育センター、有明公民館、春日北小学校、山内農村環境改善センター) *災害用伝言ダイヤルの開設 *「災害時における物資の調達に関する協定」に基づく物資搬送 ○原子力発電所から半径30km圏内の小・中・高校、福祉施設、医療機関における屋内退避訓練(計29,055名) ○原子力発電所における緊急時対策訓練 *対策本部運営訓練 *通報連絡訓練 *警備・避難誘導訓練 *事故収束訓練 *海水・土壌モニタリング訓練 *火災対応訓練 ○広報訓練 *緊急速報メール(エリアメール)の多言語化(日本語・英語) *ケーンブルテレビでの訓練情報の発信 ○原子力災害医療対策訓練 *避難退域時検査訓練(佐賀競馬佐賀場外発売所、多久市陸上競技場、白岩運動公園競技場) *被ばく傷病者等受入訓練(唐津赤十字病院、好生館) *安定ヨウ素剤配布訓練(離島含む) ○公安対策訓練 *県警による交通規制、車両・へりによる避難誘導等</p>	<p>76機関 (30,890人)</p>

[第45回(令和5年度)]

内容 年次	訓練体制	通報訓練	モニタリング等	その他	参加機関 (人員)
<p>○県災害対策本部設置 ○市町災害対策本部設置 ○緊急時モニタリング本部設置</p> <p>県地域防災計画等に基づき、PAZ(5キロ圏)及びUPZ(5~30キロ圏)特定地域の住民を30キロ圏外へ避難させると実動訓練を主体として実施。</p>	<p>○原子力災害対策特別措置法等に基づく、原子力防災専門家からの通報</p> <p>○諸対策指示の連絡</p> <p>○原子力災害時の相互応援に関する協定に基づく応援準備要請</p>	<p>○指定地点における測定</p> <p>○固定型・可搬型モニタリングポスト及び電子線量計による県内全域の放射線測定</p> <p>○大気浮遊じん・土壌・飲料水のサンプリング</p> <p>○モニタリング情報共有システムによるモニタリング結果の共有</p>	<p>○災害対策本部等設置運営訓練</p> <p>○緊急時通報連絡・情報伝達訓練</p> <p>* 国、福岡県、長崎県、関係市町との間でTV会議の開催</p> <p>○玄海町、唐津市、伊万里市による避難訓練(計853名)</p> <p>* EAL及び0ILに基づくPAZ及びUPZ特定地域住民の避難(一時集合場所への集合までを含む)</p> <p>* 避難車両(バス等)の運行による避難経路の確認等</p> <p>* 災害時要援護者避難支援計画に基づく避難行動要支援者避難(九州電力の福祉車両による在宅避難行動要支援者の避難)</p> <p>* ヘリによる離島住民搬送(県消防防災ヘリ、陸自)</p> <p>* 小中学校・保育所の児童・生徒の保護者への引渡し</p> <p>* 福祉施設入所者(特別養護老人ホーム等)の避難及び屋内退避</p> <p>* 土砂災害を想定した避難ルートの変更への対応</p> <p>* ペット同行者の避難所受入の対応</p> <p>* 避難円滑化事業で整備した機器の活用</p> <p>* 県内全市町の職員の訓練参加</p> <p>○避難所設置運営(小城市体育センター、江北町ネイブル、基里中学校、糟野市社会文化会館)</p> <p>* 災害用伝言ダイヤルの開設</p> <p>* 「災害時における物資の調達に関する協定」に基づく物資搬送</p> <p>○原子力発電所から半径30km圏内の小・中・高校、福祉施設、医療機関における屋内退避訓練(計25,532名)</p> <p>○原子力発電所における緊急時対策訓練</p> <p>* 対策本部運営訓練 * 通報連絡訓練</p> <p>* 警備・避難誘導訓練 * 事故収束訓練</p> <p>* 海水・土壌モニタリング訓練</p> <p>* 火災対応訓練</p> <p>○広報訓練</p> <p>* 緊急速報メール(エリアメール)の多言語化(日本語・英語)</p> <p>* ケーブルテレビでの訓練情報の発信</p> <p>* 防災アプリを活用した訓練情報の発信</p> <p>○原子力災害医療対策訓練</p> <p>* 避難退域時検査訓練(佐賀競馬佐賀場外発売所、多久市陸上競技場、白岩運動公園競技場)</p> <p>* 被災者等受入訓練(唐津赤十字病院、好生館)</p> <p>* 安定ヨウ素剤配布訓練(離島含む)</p> <p>○公安対策訓練</p> <p>* 県警による交通規制、車両・ヘリによる避難誘導等</p>	<p>79機関 (28,118人)</p>	
<p>第45回 (R5.10.14)</p>					

